

史料紹介 『陶磁器沿革其他取調書』（写）

凡例

一、以下は佐賀県立九州陶磁文化館所蔵の『陶磁器沿革其他取調書』（写）を底本として校注を行つたものである。校閲は有田町歴史民俗資料館の尾崎葉子氏による。

一、底本は写本であり、もとは行政文書であつたものを一人の人物が明治十九年に写している。佐賀県立九州陶磁文化館で購入時には各頁は裏打ちにより修復され一冊に装丁されていた。寸法は縦二十四センチ横十六センチ。

一、原本にはカナに濁点はつけられていないが、読み易さに配慮し、ここでは濁点を補つた。

一、校訂にあたつて、用字は原則原本どおりとしたが、次表のとおり一部常用のものを用いた。

一、内容にあたり易いように各頁にタイトルを付記した。原本にはこれはない。

原本用字	校訂用字
舊	旧
金	雖
歸	帰
堅	坐
賣	壳
發	発
畫	画
區	区
傳	伝
畧	略
貳	式
煎	煎
辨	弁
寫	写
會	会
價	価
應	応
聖	經
繪	絵
縣	県

(中表紙)

1 紀元二千五百四十六年

2 紀元二千五百四十六年
作亭誰山之僧智懶也翼然臨於泉上者醉翁写也
陶磁器沿革其他取調書

陶器沿革史

夫レ製陶ノ事タル大古ハ邈タリ人類アリシヨリ其火食スルモノハ埴土ヲ採
リ土缶ヲ造リ以テ之レガ用ヲ為サザルモノナシ人皇ノ始ニ方リ丹生川上ニ於テ
天神地祇ヲ祭祀シ椎根津彦（人名）ヲシテ香具山ノ土ヲ採リ平甕

巖甕ヲ造ラシムルノ事ハ載テ書記ニアリ又タ姓氏ニ土師アルハ因テ來ル
所ノモノ久シ之レ粘土ヲ埏埴シテ器物ヲ製造スルノ職ヲ奉スルモノノ姓氏

ニシテ后チニ出雲ノ人野見宿禰ニ賜フ所ノモノモ亦是レナリ其民間ニ在

ル所ノモノハ僧行基（僧行基ハ孝謙天皇天平勝宝元年二月寂滅）世之ヲ称シテ行基焼ト云フ然

リ而シテ此レ所謂土缶（ポツトリー）ナリ其釉料ヲ施シ表面ヲ裝飾スルガ如

キハ之ヲ支那に学ビ得タルモノニアラザルハナシ嵯峨天皇弘仁六年尾張国

山田郡（今春日井郡ト改ム）人部乙麻呂等三人韓国ヨリ学ビ得タル所ノ陶器ハ今

得テ見ルベカラザルモ（弘仁六年乙麻呂等ノ航スル所ハ韓國ナリヤ或ハ唐山ナラン之ヲ唐トスレバ彼寧宗ノ元和十年ナリ）後堀河天皇ノ

貞心二年北條氏ノ時ニ方リ京師ノ人加藤四郎左工門（姓名ノ上下ヲ省キ世ニ之ヲ藤四郎ト云）宋

ニ入り（彼ノ寧宗ノ嘉定十六年也）彼地ニ留ル四年製陶ノ業ヲ学ビ得テ而シテ帰リ山

城国深草ニ於テ始テ之ヲ造リ後尾張国山田郡瀬戸村ニ居住シ

其製造スル所ノモノ今尚ホ存在シテ見ルコトヲ得（世ニ之稱シテ古瀬戸ト云又タ春慶等ノ稱アリ春慶ハ藤四郎ノ法トス）皆釉料ヲ施シ光澤アルノ陶器（所謂「ファリリアンス」）又後柏原帝ノ

永正年中室町氏ノ世ニ方リ京師ニ染焼アリ（明人阿米夜ノ帰化シテ作ル處ト云）全年長門

1. 紀元二千五百四十六年とあるが、皇紀元を紀元前660年と明治5年に定めたことから、紀元2546年は西暦1886年：明治19年のこと。

2. この二行の意味するところは、南宋の詩人欧阳脩（雅号醉翁）に自らをなぞらえ、醉翁が写したということを述べている。年号をタイトルの間に書体を変えて挿入している。

3. ポツトリー（英語pottery）。ここでは土器や陶器を意味している。

4. ファリリアンスとは英語faienceファイアンスのこと。ここでは施釉陶器を意味している。

国阿武郡萩ニ於テ萩焼アルモ皆釉料ヲ施スモノニ出ツ唯祥瑞五郎大夫

(伊勢ノ國松坂ノ人ナリト云)

(祥瑞五郎太夫ハ永正十年即世ニ謂フ所)

特リ白磁

(明ノ武宗正徳八年ニ帰国ス)

(所謂ボルス)

器ニ似タルヲ以テ世或ハ我ガ有田磁器ノ祖ナルヲ疑フモノアルモ

(天保年間大和國奈良ノ傍ニ於石ヲ明ニ採リ製スル所ト云フ或ハ然ラン)

スルノ時トハ其間年月甚ダ差異アリテ隔絶ス

(世ニ謂フ所ノ如ク祥瑞ハ其磁焼ト云フ此祥瑞ノ創起スル也ト云)

祥瑞ノ磁器ヲ製スル時ト我有田白磁礪ヲ發見

(天保年間大和國奈良ノ傍ニ於石ヲ明ニ採リ製スル所ト云フ或ハ然ラン)

爾後我國ニ於テ製陶ノ事業盛ニ世ニ行ハルハ其起原慶長年間豊臣

(天保年間大和國奈良ノ傍ニ於石ヲ明ニ採リ製スル所ト云フ或ハ然ラン)

氏⁵征韓ノ役ニ因由セザルモノナシ此ノ時ニ當リ遠征ノ諸將彼地ニ於テ製陶ヲ能クスルモノヲ將テ帰リ各其領地ニ就キ陶窯ヲ起サシム全三年加藤氏⁶其領地肥後ニ於テ陶窯ヲ起ス此ニ於テ高田焼ノ称アリ此年黒田氏⁷ハ筑前ニ於テ陶窯ヲ起ス是ニ於テ高取焼ノ称アリ同五年細川氏⁸ハ豊後ニ於テ陶窯ヲ起ス是ニ於テ上野焼ノ称アリ其他薩摩ノ壺屋ノ如キモ亦夕然リ島津氏ノ率テ帰ル所ノモノトス萩焼又韓人ノ再ビ興ス所ト云フ⁹ (朝鮮人李敬ノ興斯所)

是レ皆ナ帰化スル所ノモノニ有ラザレバ即浮囚ノ徒タリ然リ而シテ其製器タル各其ノ地ニ就キ採ル所ノ上色ニ従ヒ其色ヲ異ニスルモ未ダ

曾テ其白磁アルヲ見ズ是レ我國未ダ白磁礪ヲ發見セザルヲ以テナリ然ルニ元和寛永ノ頃ニ至リ我有田ニ於テ始テ白磁礪ヲ泉山ノ地ニ發見セ

シヨリ大ニ我國磁器ノ面目ヲ一新シ青花ヲ描キ采繪錦繡ヲ施シ五色爛漫金碧目ニ染タリ後世終西洋諸國ニ於テ古伊万里ノ

(伊万里ハ地名ナリ有田ヲ距ル東北三里此ヨリ是ヨリ海路諸國ニ運般¹⁰スルノ海港トス今其ノ港名ヲ以テ我磁器ノ名ニ冒スナリ)

美名ヲ博ス所以

ノモノハ從來我泉山ノ礪石¹¹ (別ニ分析) ハ其質堅牢ニシテ以テ大壺巨磚ヲ摸造スペク而シテ之ニ施シ其釉料トナスペキ石ノ如キモ極テ精良ナルヲ以テ其支那ニ於テ出藍ノ名譽アリテ而シテ特リ美ラ西洋諸國ニ擅ニ

5. 文禄・慶長の役（壬辰・丁酉の倭乱）を征韓とあらわしている。この表現については、当時の日本における歴史認識によるものであり、ここでは原文のまま掲載したが、筆者は征韓の認識にたつものではない。

6. 山口県萩の陶磁器生産が、文禄・慶長の役以前にもあったとする見方による。

所以ナリ而シテ我有田ノ起原ヲ考ルニ又タ其原ヲ征韓ノ役ニ發シ

旧領主鍋島家（鍋島直茂ト云フ）彼ノ遠征ノ役ニ從ヒ朝鮮ニ入り其

凱旋スルニ及テ從ヒ帰ル處ノ韓人甚ダ多ク後帰化シテ肥前国ニ散在シ其

佐賀郡金立山字熊山ニアルモノ（熊山ニ在ルモノハ金氏）後ニ松浦郡山形山字藤河

内ニ移ル其子孫今ニ考ルニ由ナシ小城郡多久（大口山、高麗谷、唐人古場、保四郎等ハ皆曾陶窯ヲ起スモノトス）

ニ在ルモノ（李三平ト云フ后其ノ朝鮮ニ居ル所ノ村名ヲ採リ金江ヲ以テ氏トス）後ニ有田郷字乱橋ニ移ル杵島

郡武雄字字内田ニ在ルモノ（宗傳ト云フ后チ新太郎ト称ス其朝鮮ニ居ル所ノ村名ヲトリ深海ヲ以テ氏トス）後ニ字碑古場

ニ遷ル之ヲ慶長ノ未年ヨリ元和寛永ノ間トス是レ皆ナ製陶ヲ以テ業トナスモノ

ナリ此ノ時ニ當リ今ノ有田ヲ田中村ト称シ深山絶谷ニシテ僅ニ松浦郡平

戸ヨリ杵島郡ノ地方ニ通ズル道路アリ（碑二傳フ旧道路ハ今之ヲ隠道ト称スル所是ナリト）其乱橋

ニ在ル所ノ李氏參平ナルモノ溪ニ沿ヒ遡リテ字白川ニ於テ陶窯ヲ築キ磁器ヲ製ス（今思フニ其薪水ニ便ナルヲ以テ移ルモノノ如シ）又タ字板川内村ニ於テ窯ヲ築ク（百間釜ト云フ其跡存ジテ今猶ヲアリ）

是レ我ガ泉山ノ磁礦ヲ發見シ始テ白磁ヲ製スル所トス（今土中ヨリ得ル所ノ磁器存泉山ノ礦石タルヲ証スベキアリ）

而シテ其地極テ僻遠ナルヲ以テ後ニ字小樽ニ磁窯ヲ移シ之ヲ新窯ト云フ（猶稱シテ新釜ト云フモ今在ル所ノ磁窯ハ文化七年築ク所ニシテ其以前已ニ新釜ノ称アリテ此地ノ字トナル也）爾后存廢常ナリ処々廢窯ノ

跡アリ（現時存スル所ノ衆釜、中樽釜、小樽新釜、前釜、西登、大樽釜、）然リ而シテ（白焼釜、穂古場釜、岩谷川釜等、是ナリ）

唯李氏ノミナラズ我有田ニ於テモ已ニ群居スルモノアルヲ見ルベシ其他各所ニ散在シ

伊萬里郷ニ四ヶ所有田郷ニ七ヶ所アリテ所在往々山林ヲ濫伐シ其窯ヲ燐ク

ノ薪材トナスヲ以テ寛永十四年旧領王鍋島家（此時二代勝茂世ヲ）其家（製ク時トス）

老多久氏（長門守）ヲシテ大ニ其人員ヲ沙汰シ朝鮮人ニアラズシテ製陶

ニ從事スルモノ男女八百餘人（男五百三十二人、女二百九十四人）ノ業ヲ廢止セシム是レ我人民ノ彼

ノ朝鮮ニ從ヒ其工業ヲ傳習シ所在ノ山林ヲ盜伐スルアルヲ以テナリ然ト雖モ

其朝鮮人ニ因故アルモノ（此ノ時ニ当リ李三平ノ如キ三四十人アリト云フ或ハ礦採ニ從事スルモノアリ製陶ヲナスモノアリ此レ是ノ如キモノヲ云フナリ）或ハ此地ニ

在テ其業ヲ世ニスルモノノ如キハ多久長門守ノ符信ヲ與ヘ留リ住スルコトヲ許ス

7. 大口山とあるが、大山古窯（多久市西多久町大字板屋）のことであろう。

（南川原酒井田柿右門ノ如キハ其業ヲ大城々中）此ノ時ニ當リテヤ白磁ニ青花ヲ画クハ

論ヲ俟タズ冰紋ヲ青磁ニ現ハシ模型ヲ白磁ニ施シ之レガ画様ニ換ル等ハ

紋ヲ現ハスノ方法ハ未ダ曾テ有ラザル所ナリ然ルニ伊萬里ノ人東島徳左工門

ナルモノアリテ始テ其方法ヲ長崎來軸支那人總官（原文シイクワント書ス）二得テ帰

リテ之ヲ有田鄉南河原山酒井田氏ニ傳フ（此時酒井田柿右喜左工門ト云フ）因

テ屢試ルモ成ラズ爾來呉洲權兵衛ト共ニ試ミ得ル所アリト云フ是ニ於

テ其製スル所ノ磁器ニ施シ齋シテ長崎ニ至リ之ヲ支那人（八觀ト云フモノ）ニ

壳與ス是レ我磁器ヲ異邦ニ貿易スル蒿矢トス是レ實ニ正保三年丙戌六

月上旬ナリトス（我國後光明帝ノ正保三年明末唐王隆武ト改元スル年ニシテ西曆一千六百四十六年也）其翌正保四年八月

鍋島家領内製陶ヲ以テ業トスルモノ總テ百五十五戸又タ磁器ヲ製スルノ器

械（即蹴車）百五十五個アリト云フ是ニ於テ我有田白川ノ外管内十三ヶ所ヲ以テ

磁器ヲ製スル地ト定メシム是レ内外陶山ヲ區別ヲナスノ始トスベシ（其個所今得テ

以テ之ヲ考フレバ外尾山、應法山、廣瀬山、黒牟田山、南川原山、^市一ノ瀬山、大川内山、筒江山、弓野山、

志田山、吉田山、吉田山、内野山、計十三ヶ所トス又タ志田東山アルモ東山ハ正徳享保ノ間ニ始テ窯ヲ

起ス寛政中始テ白磁ヲ許サル因テ閑カラザルモノノ如シ）此外山ノ如キモ亦外山大外山等ノ称アリテ我有田ノ礦石ヲ採ルモノアリ或ハ其殘餘ノ石礫ヲ以テ製スルモノアリ又タ其殘餘ト雖モ

採ザルモノアリテ其制度後世ニ成ルト雖モ概ス其采邑ノ区画ニ因テ定ルモノノ如シ松浦郡有田鄉外尾山應法山廣瀬山黒牟田山南川原山伊

萬里郷大川内山一瀬山ハ全ク本家鍋島氏ノ領地タリ是レ其採ル所ノ

モノ差異アルモ皆我有田ノ礦石ヲ以テ製スル所ノモノトス是レヲ外山ト云フ其

他杵島郡筒江山弓野山小田志山ハ家老武雄氏ノ采邑タリ因テ

泉山ノ礦石ヲ採ルヲ許サズ唯筒江山ハ毎年礦石千苞（八万五）ヲ採

ルヲ許ス又タ志田東山ハ本家鍋島家ノ領地タルモ其創業後世ニ

8. 吉田山が重複している、小田志を書き写しそこねたものと想像される。

成リ其西山ハ分家鍋島氏（蓮池ト）ノ領地ニ係リ共ニ我有田ノ礦石ヲ
採ルヲ許サズ藤津郡嬉野内野山モ亦本家鍋島ノ領地タルモ其製スル
所粗悪ナルヲ以テ採ラズ全郡吉田山ハ本家鍋島家ノ分領スル地ニシテ毎
年五百苞（四万二千五百斤）ノ礦石ヲ採ルヲ許ス之ヲ大外山ト曰フ中ニ付キ大河内山
ハ特リ鍋島家ヨリ土物ヲ幕府ヘ献スルノ磁器ヲ製スルノ地トナシ其礦石ノ
採鑿スルノ坑アリテ（御用坑ト云フ）又タ其臣副田彌三郎ナルモノヲシテ其事ニ
幹タラシメ其職ヲ世、ス其製スル所ノ蓋盤等ハ我有田（内山ナリ）ト雖モ得
テ摸造スペカラザルノ製度ナリ（寛保年間ヨリ有田代官所ノ管轄スル所トナリ副田氏ハ佐賀ヘ帰ルト云フ）明暦二年ハ
已ニ山林ノ制度ヲ定メ又タ車税（車御運上ト云フ）ノ設アリ（山林ノ制度ハ寛永
定ルモノカ）是ニ於テヤ我有田ノ磁器ハ已ニ諸国ニ伝播シ殊ニ江戸（東京）
ニ於テ磁器ヲ販売スルノ商戸アリテ寛文年中江戸ノ商估伊万里屋五
郎兵衛ナルモノアリテ仙臺伊達家ノ嘱托ヲ得テ来リ有田ニ於テ磁器ヲ
造ラシム然レドモ其意ニ適スルモノナシ因テ留ル二年後チニ辻喜三工門ノ製
（辻氏二代目）スル所ノモノヲ將テ帰リ伊達家ニ遺ル伊達家之ヲ御所及ビ仙洞御
所ニ献ズルコトアリテ遂ニ後世宮中日御ノ磁器ヲ調進スル端緒トナル（宮中日御
調進ノ磁器ハ何年ニ始ルヲ詳ニセザルモ辻氏ノ職ヲ世ニスル所也
安永三年辻氏五世喜平治ヲ以テ當陸ノ大掾ニ叙任ス）此ノ時中ノ原町長右工門
吉太夫等アリテ磁器ヲ諸国ニ販売シ殊ニ長崎港ニ於テ支那和蘭ニ

貿易ス（報恩寺鐘銘ニ中野原長右工門ナルモノアリハ此人ナリヤ寛文年間ノ人ナリトス）全十二年ハ我有田ニ於テ赤絵町
等ノ称呼アリテ金鑽工（赤絵屋ナルモノ）ノ有ル所ヲ以テ町名ニ冒スルモノトス（全
銘ニ云フ上幸平山大樽山下幸平山白川村冷古場）然レ共其ノ異国貿易ノ如キハ
僅々ノ事タルニ過ギタルベシ是レヨリ四十餘年ヲ経テ享保年中我有田
大樽町ニ於テ豪商富村勘左工門アリ（富村ノ祖先ハ薩摩ノ人ト云フ天正年中島
布ク此時避テ國ヲ脱シ来ルモノ也ト云）赤絵町嬉野次郎右工門ト計リ（嬉野次郎右工門ハ有田赤絵
町ニ在テ酒類ヲ専売スルモノ所¹⁰）

9. 富村勘右衛門のこと。

10. 嬉野次郎左衛門のこと。

（謂内外皿山）¹¹ 長崎港ニ至リ幕府ノ嚴禁ヲ犯シ竊ニ印度地方ニ在テ
諸株ノ祖ナリ

我磁器ヲ販売シ嬉野氏ヲシテ其事ニ幹タラシム全十年其事遂ニ發

覺シ幕府ノ獄ニ下ル是ニ於テ勘右衛門亦免ルベカラザルヲ知リ腹ヲ屠テ死ス
此年五月廿日夕次郎左衛門獄中ニ在テ之ヲ聞キ慨然トシテ曰嗚呼我ヲ以テ

遂ニ逮累セシムルモノトスル乎事遂ニ富田氏ニ及バズ自ラ刑ニ就ク此レ十一月十八

日トス西暦千七百廿五年（明治十九年ヲ去ル）ニシテ英國ニ於テ「シレッキス」ヲ施シタル「フ

ヤリアンス」「ピーヌ」ヲ製出スル年ニシテ佛國「セーブル」ニ於テ「ポルスレーン」「ダンドル」

ヲ製出スル年ヲ去ル前十六年ナリ今考ルニ西洋ニ於テ専ラ古伊万里ノ美

名ヲ博取スルモノハ嬉野氏ノ齋ス所遂ニ西洋諸国ニ傳播シ嬉野氏ノ

誅セラルニ及テ復タ絶テ其事ヲ為スモノナシ是レ其磁器ノ彼地ニ於テ益

貴重ナル所以ナリ爾后二十四年暦年間ヲ我有田百事ノ制度ヲ釐

正スルノ期トス窯税（釜運上ヲ云フ）等如キモ此時改革スルモノナリ同十三年ニ製

陶ノ業ヲナスモノ（之ヲ名代札ト云フ）其數百八十個ナルヲ猶此年火口名代ノ名称

（本業ニ準スル者）ヲ以テ増加スルモノアリ安永年中泉山ニ於テ新窯ヲ築造ス（是ヲ新窯ト云フ）

此ノ時ニ当リ肥後国天草郡ニ於テ新陶窯ヲ起サント

スルノ計画アリ（幕府長崎奉行其幕領ニ付窯ヲ起シ磁器ヲ製セントス）天草郡磁礦ノ發見ハ此時ニ在

ルモノノ如シ是ニ於テ藩吏我有田製陶ノ秘訣彼地ニ傳播シ我磁

器ヲ模造スル事アルハ我有田ノ工業衰頽セントラ患ヒ（彼ノ磁礦ハ我有田ノ礦石ト其質同ク白磁礦以ナリ）殊ニ金銀及ビ采絵ヲ磁器ニ飾粧スル工事ノ如キハ最モ隱秘スル所

ニシテ其規約ヲ設ケルモノ嚴ナルモノトス此時ニ當リ金續工（赤絵屋ナルモノ）ヲ以テ業

トスルモノ現時十六戸アリ因テ此ノ戸数ヲ定メ戸主ニアラザレバ父兄子弟ト雖モ

其方法ヲ傳授セザル等ノ盟約ヲナス其製陶ノ本業ニ從事スルモノノ如キモ亦

嚴戒スル所アルベシ然ルニ是ヨリ十餘年ヲ出ズシテ我有田ノ磁工勇七ナルモノ國ヲ脱シ尾張国春日井郡瀬戸村ニ至リ我製陶ノ秘訣ヲ傳ルルコトアリ

11. 富村勘右衛門らの一件については明治二十年緒言の『制度考』第拾七章「異国貿易ノ事」と極めて類似した表現となっている。原典あるいは筆者が同じなのであろう。前山博校訂『制度考』

12. 富田ではなく富村の写しまちがいであろう。

この嬉野次郎左衛門の刑死顛末および、富村勘右衛門の切腹の一件については、実際の罪状は朝鮮國へ渡り、禁制品であった人參を密貿易していたことであった。このようにインド地方（東南アジアを意味する）と磁器を販売したことと伝えられているのは、富村勘右衛門および嬉野次郎左衛門が長崎にて肥前磁器の海外貿易に從事していたことから誤解されていたのであろう。明治期から昭和初期にかけての文献には、しばしばこのように海外に磁器製品を密貿易していたことが発覚して生じた悲劇と解釈されている。長崎奉行所編『犯科帳 自享保9年10月至同14年9月』220頁および佐賀県立図書館編集発行『佐賀近世史料第一編第四卷』245頁 有田町歴史民俗資料館尾崎葉子氏のご教示による。

13. 火口名代とは、戸車、紅猪口、仏具、水入れなどの品物に限って、焼成率のよくない場所に積み入れることを許された窯焼きで、上質のものを焼成することはできない窯焼きであったと解釈される。有田町発行『有田町史 陶業編1』198-200頁

14. 副島勇七のこと。実際に捕縛され梶首された裏づけとなる当時の史料はなく、現在では実在の人物であるかどうか疑問視するむきもある。しかしながら、明和5年の申渡帳に大川内御用細工人として祐七なる人物があり、この人物が勇七と同一人物ではないかという説もある。有田町発行『有田町史 陶芸編』204頁

我藩吏ヲ(小林傳内ナルモノ)遣ハシ捕ヘテ帰リ有田ノ境上(鼓坂)ニ於テ々ハヲ梟ス又享和元年尾張國瀬戸村加藤氏吉ナルモノアリテ窃ニ我有田ニ來リ其容貌ヲ扮シテ雇吏トナリ我製陶ノ事業ヲ学ビ留ル四年遂ニ其方法ヲ得テ文化元年其郷瀬戸村ニ帰リ始テ白磁器ヲ製ス(尾張國瀬戸村ノ白磁礦ハ我有田ノ磁礦ト同フシテ磁器トナスベシ)此我有田ノ外本邦ニ白磁アルノ始トス(美濃窯又文化年中ニ質分略土同ス)創業スルモノ(尾張二倣テ)全六年十一月又タ製陶本業數(名代ナリ)ヲ増ス翌七年中樽山字小樽ニ於テ新窯ヲ築造ス(新窯ト云フ)然リ而シ異國貿易ノ如キハ未ダ嬉野氏ニ繼テ興ルモノアルヲ見ズ是ニ於テ天保三年中野原町久富與次兵衛始テ長崎港ニ至リ和蘭人ニ貿易スルコトアリ此レ我ガ有田ノ磁器ヲ以テ異國ニ互市ノ第二次トス(西暦千八百三十二年ニシテ今茲明治十九年ヲ去ル五十五年トス)16明治十九年丙戌十一月佐賀県ニ於テ写ス枠坡

15. 加藤民吉のこと。氏吉とは写し間違いであろう。瀬戸における磁祖。

16. 枠坡とは、文書を写した人物の号と考えられる。

陶磁器取調書

西松浦郡 有田皿山

新村

一 陶磁業沿革

但シ昔時ノ製造ニシテ現時廃業セシモ可成詳細ニ記
載アリタシ

慶長年間朝鮮ノ役帰陳^(傳)ノ際鍋島家ノ手ニ從ヒ来ル韓人李

三平ナルモノヲ以テ陶磁器製作ノ始祖トス始メ小城郡多久ニ住シ陶器ヲ作ル金ヶ江ヲ以テ姓トス其原料ノ陶石惡キニ由テ普ク四方ヲ探究シ后ニ有田ノ郷曲川村字美代橋^(三)ニ遷リ陶器ヲ製ス終ニ深林

幽谷ヲ遡リ現今ノ有田皿山ニ至リ始テ泉山ノ石ヲ發見セリト其

頃ハ此地深山ニテ人烟稀少田中村ト唱ヘシ其后人民日ニ月ニ輻輳セシナルベシ百田深海岩尾及ビ金ヶ江ノ姓皆韓人ノ後裔ナリ錦手

ハ伊萬里ノ人東島某長崎ニ於テ來舶ノ人ヨリ傳習シ来リ喜三右衛^(觀音)門ナル者ニ教ヘシモ未ダ精密ヲ尽サリシヲ以テ吳洲権平ト共ニ數多

ノ年月ヲ費シ終ニ刻苦發明セシヲ正保三年辰六月初旬坂井田^(酒)

某長崎ニ持出シ支那人ニ壳渡セシヲ以テ外國通商ノ矯矢トス其

ヨリ長右工門吉太夫等長崎ニ通ヒ貿易ナセシモ僅少ナリシト元有

田窯焼百二十斬赤絵屋拾六斬ト限りヲ立タル旧藩ノ制ナリシドモハ

安永年中長崎奉行天草ニ陶器製作ヲ創メ外國ニ通商セント

欲セシニ因リ當時十六斬^(新)ノ赤絵屋及ビ窯焼等同盟シ終ニ其方法

ヲ傳ヘジト嚴重ノ約ヲ締結セシニ由ル天保壬辰ノ年ヨリ久富與次兵衛

勉強勞苦數多ノ年月ヲ経テ終支那和蘭ニ通商シ盛ニ海外ニ輸出セリ是レ則チ販路ヲ^ヲ外國ニ弘メタル貿易ノ中興ナリ

禁裡御用ノ濫觴ハ寛文年中仙臺藩主伊達侯江戸ノ商人伊

萬里屋五郎兵衛ニ陶器ヲ頼ミシニ殆ンド一ヶ年ヲ経ルモ侯ノ望ニ叶ハズ
頃辻二代目ノ喜左工門ガ製セシ品ヲ以テ贈リシニ侯初テ大ニ喜悦シ后終
ニ命ヲ蒙リ其孫喜平次安永庚午六月常陸ノ脱字 17 (大) 樽ニ拝命ス喜平
次ハ世ニ比ビナキ名工ニシテ種々ノ精巧品ヲ作レリ今世ニ称美スル所ノ
極真焼ハ全人ノ發明ナリ昔時ハ陶器ヲ本窯ニ積ミ平一面ニ並列

セシヲ以テ一窯纔二器品ヲ焼成セシモ天秤トチミ等ノ器械ニテ次第
ニ積ミ重ルコトヲ工夫シ終ニ二段天秤ナルモノヲ發明セシハ百田辰十ナルモノナ19

リ是レガ為メ從前ノ三倍ヲ一回ニ焼成スコトヲ得タリ夫ヨリ維新前
米各國ノ博覽会ニ出品シ名譽ノ称ヲ得ザルコトナキハ普ク諸人ノ知

ル處ナリ明治三年日耳曼人ワグネルヲ聘セシ以来製作及ビ顔

料等各製造家互ニ種々人發明テ以テ大ニ工業上ノ面目テ改メ外リ
従前ハ専ラ茶碗薬ト唱ヘシ支那産ノミヲ使用シタリシモ現時ハ支

那葉ヲ顔料ニ用ルモノ実ニ尠シ其製作上ハ維新後年二月ニ進歩

一 陶器原料ノ土石產地

國郡村及ビ字共但シ調和ノ為メ他国ヨリ取寄スルモノノ産地ヲモ言フ

肥前国西松浦郡有田皿山字泉山字象ノ鼻字保（屋）觀字谷字鷹取字

大谷字舞々谷字白川谷以上ノ陶石ヲ以テ製造ス原料ニ於テ他国ヨリ取寄スルモノナシ

一土石産出高等

何年ヨリ何年マデ何年間毎年ノ堀採高何貫目価格営業人等

17. 大掾。大を書きもらしたものと考えられる。小学館国語大辞典によれば「中世以降、町人、職人のほか人形細工人、操師、淨瑠璃太夫などが受領して名乗った名誉称号」という。大坂高麗橋の饅頭店虎屋も禁裏に御用品をおさめ、大和大掾の称号を拝領している。

18. 極真焼は製品と同じ性質の陶土で匣鉢を作り、蓋と身も釉薬によって窯の中で密閉させ、内外のガスの浸透・拡散を遮断することによって光沢のある美しい製品を焼成するというものであり、九代の辻喜平次の発明とされる。有田町史『陶業編1』273-274頁

19. 泉山の窯焼、百田辰十は二段重ねの天秤積みを発明したとされる。

20. 日耳曼とはゼルマンと読む。Germanすなわちドイツを意味する。

明治十一年ヨリ全十六年ニ至ルマデ六年間毎年平均一千萬斤ニシテ価格ハ三千円ニ下ラズト雖モ諸雜費差引利益甚ダ少シ其營業人員ハ十八人ナリ

一 原料準備

採取ノ后チ搗碎淘汰等ノ手順旦此操作スルニ由テ原質ノ減少高并ニ原質ノ調合分量等

採堀^(畠)セシ陶石ノ大塊ヲ日晒シ乾シテ后鉄鉗ヲ以テ小塊トナシ是ヲ水碓ニテ搗碎シ細粉トナシ水ニ浸シ小砂屑ヲ淘汰シ去リ極細密ナラシメ粉^(細)クナシ用ルヲ以テ十分ノ五ヲ減ス其調合ハ製造品ノ大小及ビ精粗ニ因テ分量ノ差アリト雖モ通例上等白堊五歩下等五分ヲ以テ調和ス

一 造坏

輪車ノ種類石膏等ノ模型ノ使用等

轆轤盤ハ從来ノモノト西洋形等ヲ用ユ兩車共木製ノ蹴車ナリ石膏ハ支那產ノ硫酸石灰ヲ以テ搗末シ文火ニテ水分ヲ干散セシメテ后チ水ニ調和シテ種形²²ニ鑄造ス種形ハ粘土或ハ石膏ヲ以テ製ス一素焼

素焼窯ト称スル特別ノモノヲ供用スルヤ或ハ本窯ノ最上床ニ於テ施行スルヤ素焼窯ノ設立スルアラバ其造構素焼一回ニ焼成シ

得ル器品ノ個数薪材ノ消費等記載スベシ

素焼窯ハ各製造家ニ一個或ハ二個有ラザルハナシ尤モ本焼窯ノ最上床ニ兩三個所近年築造セリ他ハ都テ製造場ノ側ニ築造セリ

其數有田皿山ニ八拾個新村ニ廿三個アリ其造構ハ外形及ビ大サ本窯ノ如シ内部ニ至リテハ甚殊ナリ湿润ヲ防止スル為メ耐火石ヲ以テ築キ立テ其上ニ粘土ヲ内外ヨリ塗ル最容積及ビ火焚口引焰口等比例ノ適度ヲ

21. 文火とは弱い火のこと。

22. 種形は製品の形を作るための型であり、從来からの粘土で作られた土型と新たに歐州から技術導入した石膏による石膏型がある。

得ルニハ内部都テ凸凹ナカラシメ熱氣周到スルヲ要ス其坏品ヲ積ム所ハ火床ヨリ高クシテ燃火ヲ側面ヨリ受クルノ造構ナリ

器ノ数ハ大小ニ由テ多寡アリト雖モ通例皿鉢井等概ニ一千個ヲ積ム
薪材ノ消費高ハ松木五千斤代価五円抑モ素焼ノ併ニテ販売スルニ

アラズ上絵ヲ画キ釉料ヲ施スニ取扱ノ宜キノミナラズ品位ヲ能クナラシメ本焼
迄ニ破碎等ノ少ナカラシムヲ欲シ素焼スルモノナリ

一本窯

各村梁設アル窯ノ個数并ニ各窯最下床ヨリ最上床マデ幾個數ニ
シテ各床ノ奥行幅傾斜度ノ寸尺旦固有式ナルヤ歐洲式ナルヤ

梁設窯ノ個数ニ一定ナシ多キハ二拾二個ヨリ十五六乃至十一二個少キハ五六個
連接ス其数有田皿山二十五個所新村ニ五ヶ所アリ最下ハ小サク次第

ニ大ナリ方言ニ窯ノ大小ヲ昔時ヨリ舛合勺ノ唱ヲ以テ區別ス通例ノ大窯ヲ
一舛窯ト云フ以下何合何勺ト唱ヒ一合适アリ其一舛窯ナル者奥行四間幅二
間半傾斜度ノ勾配ハ二尺五寸以下小ナルモノ之ニ準ズ然シテ次第ニ傾斜連
接セリ故ニ窯ノ多少ニ由リ梁設ノ長短広狭及ビ土地ノ高低モ亦之ニ
準ズ欧洲式²⁴ハ更ニ之レナク固有式ノミナリト雖モ近來益其構造ニ注意シ
熱氣ヲ周到シ火度ノ変差ヲ少ナカラシム故ニ巨大ノ物品モ容易ニ焼成
シ破碎歪斜等最鮮ナカラシムニ至レリ

一釉薬

土石及ビ灰ノ調合分量該土石ノ產地灰ノ種類等

燃火ニ接近ノ器品ニ釉ヲ施スト其隔シ所トハ調合不同極上等ノ白堊五
歩ニ柞灰五歩或ハ六歩四歩ヲ調和スルハ火度ノ強弱ヲ考計シテ火ニ近
キニ隨テ灰ヲ減ス白堊ハ有田泉山ノ最上石ノミ柞灰ハ单ニ鹿児島県
產ノミヲ使用ス

23. 明治8年の法定尺であれば約奥行7m27cmに幅4m54cmである。当文献における奥行と幅の表現は、奥行は窯一室の出入口からみた奥行であり、幅は各壁の間である。したがって、窯全体を最下室である燃焼室（胴木間）からみた現在の表現とは逆で、この場合、現在いうところの一室の窯幅7m27cmと奥行4m54cmである。

24. 以下、窯の勾配の表記はまちまちであるが、この表記はある基準値（一間か）に対しての高さを表記したものと思われる。

一本焼

本焼一回ニ焼成シ得ル器品ノ個数焼成中破壊歪斜等ニ由テ

損傷セシ器品ノ平均個数焼成ノ時間薪材ノ費消高等

前述ノ如ク素焼シタル器品ヲ本窯一個ニ焼成ス個数ハ大小及び精粗ニ由
リ（精巧品ハ蓋ヲナシテ中ニ入レ焼成ヲ以テナリ）其数甚ダ差アリト雖モ通例井鉢皿茶碗類十二

百個其焼成中破碎歪斜等ハ近年甚ダ少シ平均凡ソ百分ノ五

焼成時間ハ暑中二十時間

²⁵

寒中ハ却テ十八時間ヲ以テ焼終レリ燃材ノ

消費高松木二万五千本但シ長サ回リ尺高サ一尺五寸回リ八寸

一粉飾用諸顔料ノ種類并ニ調合法

赤色ハ硫酸鉄ヲ以テ製ス 紫ハ紫金及ビ萬奄 緑青ハ酸化銅

黄色ハ伊豫白口目 以上本邦製

青色ハ「コローム」 紺青ハ「コバルト」 黄ハ安知母尼 以上洋製

右調合法ハ硝子ノ粉末ヲ以テ調和ス

一陶器製出高

何年ヨリ何年マデ何年間毎年製造品何個全価格製造ノ種類営業人員等

明治十一年ヨリ全十六年マデ六年間毎年製造品平均三百万個ヲ下ラズ其ノ

焼成品ノ価格ハ年ニ因テ大ニ異ナリ明治十一年ハ三十萬ニシテ次第二騰貴シ十三
ハ四十五万円トナリ其ヨリ次第二低落シテ十六年ニハ二十万円トナリ其ノ種類ハ猪口

茶碗皿益徳利緩瓶水指井鉢蓋物茶器類火鉢植木鉢壺花

瓶盤銅神仏具文房具諸飲食器類ニシテ営業者ハ有田皿山七十七

人錦手営業者七十四人新村二十三人錦手営業者十二人アリ

右之通取調候ニ付此段及御報道候也

第一区域勧業委員

明治十七年十一月八日

³¹
手塚五平

25. 気温の低い時期の方が燃焼は早く、焼成時間は短くなるという。元佐賀県窯業技術センター長河口純一氏の御教示による。

26. 紫金とは金のことであろう。金を混入させることによって発色が良くなるという。佐賀県窯業技術センター技術部長納富悟氏の御教示による。

27. 萬奄とはマンガンのこと。

28. 白口目とは硫化アンチモンのこと。伊予から産出したものを使用したのであろう。

29. コロームとはクロムのこと。

30. 安知母尼とはアンチモンのこと。

31. 手塚五平は幕末期に弱冠23歳で佐賀商会の上海支店長となって以来、大正12年12月22日に80歳で歿するまで、産業、政治の両面で有田皿山の公共的な事業に関わった。明治15年には長崎県議会議員。明治18年には上野の五品共進会開設にあたり松浦郡出品人総代となる。共進会開催にともない明治18年6月10日より4日間、東京厚生開館で開催された陶磁器に関する会議に参加し、当面する不況と産地における現況報告、さらに組合設立の原型となる陶業組合条例の設立に関する建言書を西郷従道農商務卿に提出している。参考文献 有田町発行『有田町史 政治・社会編2』52-54頁および『有田町史 商業編2』36-47頁 中島浩氣著『肥前陶磁史考』749頁

西松浦郡長高木盛賛³²³³殿

陶磁器取調書

曲川村南川原

一陶磁器沿革

但シ昔時ノ製造ニシテ現時廢業セシモ可成詳細ニ記

載スベシ

天正年間太閤朝鮮征伐ノ際高麗國ヨリ従ヒ来ル韓人

某始テ曲川村ノ内南川良山ニ住居シ字天神山ニ於テ陶器

製作ノ道ヲ開キ今ニ焼跡顯然タリ此ヲ以テ陶磁器製造ノ

元祖ト云フ其後慶長年間竹原五郎八同五郎七ト云ヘルモノ

筑前国博多正天寺和尚ヨリ添書ヲ以テ酒井田柿右エ門方へ参

着セリ之ヲ師トシテ陶器製作ノ法ヲ習ヒ之ヲ製スルノ白石アランコトヲ計リ

有田泉山ヨリ堀採シ焼試ルニ石質善ナリト雖モ調合等ニ至リテ其當ヲ得

ズ日二月ニ工夫ヲ懲シ漸ク精巧ヲ奏ス今ニ至テ是ヲ竹原焼ト称ス爾

後伊勢五郎太夫ナルモノ明ニ入り尙ホ良法ヲ得品位宜キヲ焼成セリ天保年

間ニ至テハ二尺口ノ鉢井及ビ皿等ヲ製造ス尙ホ勉強シテ以テ年ニ月ニ

進歩シ現ニ至テハ三尺口ノ鉢其他ノ物品モ容易ニ焼成ナセリ

一陶磁器原料ノ土石産地

同郡村字共但シ調合ノ為メ他国ヨリ取寄スル物ノ産地

ヲモ言フ

肥前国西松浦郡有田皿山字泉山陶石ヲ以テ製造ス原料ニ於

32. 西松浦郡は、明治11年の郡区町村編制法の公布によって成立し、郡役所は伊万里に置かれた。以下、この陶磁器取調書は郡役所がとりまとめたのである、宛名に郡長名が記載されたり、戸長が報告者となっていたりする。

33. 高木盛賛は二代西松浦郡長。明治17年～明治19年の間郡長として勤務。西松浦郡役所編『西松浦郡誌』126頁

34. 高原五郎七のこと。

35. 承天寺。博多区博多駅前1丁目に所在するの臨済宗東福寺派の名刹。

テ他国ヨリ取寄スルモノナシ

一土石産出高

何年ヨリ何年迄何年間毎年ノ堀^(掘)採高何貫目価格営業
人員等

明治十一年ヨリ全十六年迄六カ年間毎年平均八拾八万四千斤ニシテ価
格二百円ニ下ラズト雖モ諸入費ノ為メ利益甚ダ尠シ其営業人員八十人
ナリ

一原料準備

採取ノ後搗碎淘汰ノ手順且此ニ操作スルニ由テ原質ノ減消

高并ニ原質ノ調合分量等

採堀^(掘)セシ陶石ノ大塊ヲ日ニ晒シ乾シテ後鉄鎚ヲ以テ小塊トナシ是

ヲ水碓ニテ搗碎キ細粉トナシ水ニ浸シ小砂屑ヲ淘汰シ去リ極細

密ナラシメ粘土トナシ用ユルヲ以テ十分ノ五ヲ減ス其調合ハ上等土四歩下
等六歩ヲ通例混和スルモ製造器品ノ大小及ビ精粗ニ因テ分量

ノ差アリ

一造坏

輪車ノ種類石膏等ノ模型ノ使用等

轆轤盤ハ從来ノ者ヲ用ユ該車ハ木ヲ以テ製シタル蹴車ナリ模

型ハ土ヲ以テ製ス

一素焼

素焼窯ト称スル特別ノモノヲ供用スルヤ或ハ本焼窯ノ最上床ニ
於テ施行スルヤ若シ素焼窯ノ設立アラバ其構造素焼一回ニ
焼成シ得ル器品ノ個数薪材ノ消費高等記載スベシ

素焼窯ハ各製造家ニ一個アラザルハナシ本焼窯ノ最上床ニ於テ施行

セズ其數大木村ニ七個曲川村ニ三個アリ其外形概ネ本窯ノ如シ内部ノ構造ニ至テハ其殊ナリ湿润ヲ防止スル為メ耐火力容積及ビ火焚口引焰口等比例適度ヲ得ルニハ内部都テ凸凹ナカラシメ熱氣周到

スル様注意ス其坯品ヲ積ム所ハ火床ヨリ高ク上リテ燃火ヲ側面ヨリ受クルノ造構ナリ器品ノ數ニ至テハ品類ノ大小ニ依リ其數大ニ多

寡アリト雖モ鉢丼皿等概ニ一千個或ハ二千五百個ヲ入ルルナリ薪材

ノ消費高ハ松木四千斤代価四円ナリ抑モ素焼ノ侃ニテ販売スルニアラズ只

上ハ絵ヲ書釉薬ヲ施ス等ニ取扱ノ宜キノミナラズ品位ヲ能クナラシメ本焼迄ニ破碎等ノ尠ナカラシニ欲シ素焼スルモノナリ

一本窯

各村梁設アル窯ノ個數并ニ各窯最下床ヨリ最上床マデ幾個數ニシテ各床ノ奥行幅傾斜度ノ寸尺旦固有式ナルヤ歐

州式ナルヤ等ニ就キ記載スベシ

梁設窯ノ個數ニ一定ナシ多キハ十二個十一個少キハ六個五個其數曲川村ニ二ヶ所大木村ニ二ヶ所アリ最下ハ至テ小ク次第ニ大ナリ其大ナルモノハ奥行二丈四尺幅壹丈五尺中窯ニ至テハ奥行壹丈八尺幅壹丈三尺小

ナルモノ是ニ準ズ然シテ次第ニ傾斜連続セリ故ニ窯ノ多少ニヨリ梁設ノ長短広狭及ビ土地ノ高低モ亦是レニ準ズ歐州式ハ更ニ之レナシ固有式ノミナリ

一釉薬

土石及灰ノ調合分量該土石ノ產地灰ノ種類等

調合法不同ナルト雖モ大概一定シ先ズ極上等ノ土仮令バ百目柞灰四

拾目ヲ調和シ火度ノ強弱ニ考計シテ火ニ近キハ灰ヲ減シ土ハ有田泉山ノ上等土ノミ灰ハ鹿児島県産ノミヲ専ラ使用ス

一本焼

本焼一回ニ焼成得ル器品ノ数焼成シ中破壊歪斜等ニ由テ
損傷セシ器品ノ平均個数焼成ノ時間薪材ノ費消高等

前述ノ如ク素焼シタル器品ヲ本窯一個ニ焼成個数多寡アリト雖モ

概不³⁶通例井鉢皿茶碗類千五百個焼成中破碎歪斜等ハ百

分ノ七焼成時間ハ暑中ハ二十時間寒中ハ却テ十八時間ヲ以テ焼終レリ
燃材ノ消費高松本二萬五千本一本長サ一尺五寸
回リ五寸ナリ

一粉飾用諸顔料ノ種類并ニ調合法

本邦製ノ顔料ナルヤ或ハ西洋品ナルヤモ記載スベシ

色ハ都テ青トス赤紫等ノ色品ハ製造ス調合分量ハ左ニ記ス

極上等土 本邦品 灰本邦品 コバルト 西洋品

右調合分量各製造家ニ於テ小差アリ

一陶磁器製造高

何年ヨリ何年マデ何年間毎年製造品何個全価格製造

品ノ種類営業人員等

明治十一年ヨリ全十六年迄六年間製造品平均五十四万五千個其焼

成品ノ価ハ年ニヨリ大ニ異ナリ十一年ハ壹萬三千円ニシテ次第騰貴

シ十三年ハ二万円トナリ十六年ニ至テハ八千円トナリ夫ヨリ次第下落セリ

製造品ノ種類ハ大鉢小鉢大皿小皿井奈良茶碗類ニシテ営業

人ハ曲川村二三人大木村ニ七人ナリ

右之通り取調候進達仕候也

第二区域勸業委員

明治十七年十一月十五日

西松浦郡長高木盛賛殿

西山兵助³⁶

36. 西山兵助は明治23年健吾と改名。明治22年の市制・町村制の施行による曲川村の成立時の初代助役となる。明治30年の選挙によって郡会議員となる。また、明治33年の大山銀行の開業にあたり、初代の頭取となった。明治35年没。西有田町発行『西有田町史』472頁 574頁 1082頁

陶磁器取調書

西松浦郡 大川内村

市ノ瀬山

一 陶磁業沿革

慶長年間本郡本村田中金右衛門ナル者韓人某ノ傳授ヲ得陶器ヲ

製造スト傳テ口碑ニ存セリ所謂呉州焼ト称スルモノ是レナリ后元和

年間ニ至リ本郡椎峯山ノ人三四名此ニ住シ有田泉山ノ磁石ヲ取り

製造セシニ旧藩主嚴ニ制限ヲ立テ獨リ丼碗等ノ下等品ヲ製セシメ

上品ヲ許サズ是ニ於テカ其純利モ亦隨テ僅少ナリ而シテ昔時ハ陶

器ヲ本窯ニ積ミ平一面ニ布列セシメ以テ一窯焼得ル所ノ器品尠少ナリ

シモ天秤トチミ等ノ器械ヲ以テ次第ニ積重ナル事ヲ工夫シ嘉永年間岩

崎團助ナルモノ終ニ二段天秤櫻ハマナルモノヲ發明シ一窯焼得ル処ノ器亦

多キニ至リ種々ノ純利ヲ計リ営業ニ勤苦スルモ僅ニ凍餃ヲ免ルノミ然ルニ

明治維新ノ昭代ニ逢ヒ藩禁ヲ全ク解ケ上等ノ器品ヲ製スルヲ得ルト雖モ価

格下落シ上等ノ磁礪ヲ購求シ上等ノ器品ヲ製スル時ハ純利却テ寡シ

是ヲ以テ日々衰頽ニ起キタリ一三ノ有志者大ニ之ヲ慨キ社ヲ結ビ本業

ヲ盛ニセシコトヲ計画セルモ資本ニ乏キヲ以テ未ダ盛大ノ域ニ進ムコトヲ得ザルナリ

一 陶磁器原料ノ土石産地

肥前国西松浦郡有田皿山字泉山ノ陶石ヲ以テ製造ス原料ニ於テ

他国ヨリ取寄スルモノナシ

一 土石産出高等

明治十一年ヨリ十六年ニ至ル迄六年間毎年平均百零五万斤ニシテ価

格ハ八百四拾円ニ下ラズト雖モ切賃馱賃諸入費迄ノ価格ニシテ利益

少ナシ其営業人ノ定限ナク切賃丈ヲ給ス

37. 田中金右衛門と口碑については不明。

38. 岩崎團助は明治九年の陶業盟約に第五大区十小区一ノ瀬山総代および窯登支配人として名前を連ねている。市ノ瀬山における有力者であったものと想像される。

39. 二段天秤積みについては、有田での創始者は百田辰十とされるが、市ノ瀬山では岩崎團助が発明者として表現されている。「櫻ハマナルモノ」とは、花弁状の部分に製品をのせて焼く、桜の花のような形の大型のハマ（焼台）であり、タコハマ、羽根ハマなどと呼ばれるものをさしていると思われる。

一 原料準備

採掘セシ陶石ヲ日ニ晒シ乾シテ後鉄鉗ヲ以テ小塊トナシ是ヲ水碓ニテ
搗碎キ細粉トナシ水ニ浸シ小砂ヲ淘汰シテ極細密ナラシメ粘土トナシ
用ユルヲ以テ十分ノ四ヲ減ス其調合ハ上等ノ白堊三歩下等七分ヲ混和スル
ヲ以テ通例トスト雖モ製造品ノ精粗及ビ大小ニ由テ分量ノ差アリ

一 造坯

輶轎盤ハ從来ノ木製ニシテ蹴リ車ノミヲ用ユ石膏製ノ模型之
レナシ粘土製或ハ木製等ノ押形ヲ使用ス

一 素焼

素焼窯ハ各製造家ニ一個アラザルハナシ本焼窯ノ最上床ニ於テ施
行スルハ之レナシ都テ製造場ノ側ニ築造セリ其數十一個アリ其外形
概不本窯ノ如シ内部ノ造構ニ至テハ殊ナリ奥行八尺幅七尺ニシテ湿
潤ヲ防止スル為メ耐火力ヲ以テ高ク築キ立テ内部ノ高低ナク熱氣周到
スル様ニ注意シ其坏品ヲ積ム処ハ火床ヨリ高ク上リテ燃火ヲ側面ヨリ
受クルノ造構ナリ器品ノ数大小平均三千二百個ヲ入ルルナリ薪材
ノ消費高ハ松木六千五百本代価六カ年平均四円ナリ該品素焼ニテ販

売スルニアラズ只釉薬ヲ施シ上絵ヲ書ク等ニ取扱ノ宜キノミナラズ品位
ヲ能クシ破碎ノ憂渺ナカラシメンヲ欲シテ素焼スルモノナリ

一本窯

梁設窯ノ個数ニ一定ナシ多クハ二十二個少ナキハ六個連接ス其數四ヶ所
最下床奥行壹間半最上床奥行四間半幅三間三合ニシテ最下ハ
至テ小サク次第ニ大ナリ昔時ヨリノ方言ニ窯ノ大小ヲ舛合勺ノ唱ヲ以テ
區別セリ通例ノ大窯ヲ一舛窯ト云フ其上ニ一舛一合ニ合以下九合ヨリ何
合何勺ト称ヘ其一舛アルモノノ奥行四間二丈六尺幅二間三尺傾斜度ノ勾配四尺

以下ナルモノ是レニ準ズ然シテ次第二傾斜連続セリ故ニ窯ノ多少ニ由リ
梁設ノ長短廣狭及ビ土地ノ高低モ亦是ニ準ズ歐州式ハ更ニ之レナシ
固有式ノミナリ

一釉薬

釉薬ハ通例上等ノ白堊一舛ニ柞灰五合六合或ハ四合ヲ加工調和スト雖モ火
ノ強弱ヲ考計シテ火ノ近キニ隨テ灰ヲ減ズ白堊ハ泉山ノ最上石灰ハ鹿
児島県産ノ柞灰ノミヲ専ラ使用ス

一本焼

前述ノ素焼シタル器ヲ本窯一個ニ焼成ス個数ハ大小ニ因リ其数多寡
アリト雖モ通例平均ニシテ大小五千個其品并鉢皿茶碗奈良茶碗等

ノ類ナリ焼成中破碎歪斜ハ近年尠ト雖モ平均凡百分ノ十ナリ焼

成時間ハ暑中十三時寒中十二時間燃材ノ消費高松二萬五千

本代価平均六カ年拾六円

一粉飾用諸顔料ノ種類并ニ調合法

赤色唐石
緑碧 紫唐石
支那製茶碗葉 緑青唐石
緑青

黄色ハ伊豫白口目

紺青ハ箇巴爾土

支那製茶碗画薬

以上本邦製

以上洋製
支那製茶碗薬ヲ用來シモ明治四年
ノ來船セシヨリ現今ニ至テハ專ラ箇巴爾土ヲ使用ス

右調合ノ薬ハ硝子ノ粉末ヲ以テ調和スト雖モ其量ニ於テハ各製造家

ニ小差アリテ不同

一陶磁器製造高

明治十一年ヨリ全十六年迄六年間毎年製造品平均三十壹万五千個
ニ下ラズ其焼成品ノ価格ハ年ニ因テ大ニ殊ナリ明治十一年ハ二万五千円ニシテ

40. 唐石とは、ガラスのこと。

次第二騰貴シ十二十三年ハ平均二萬八千円トナリ夫ヨリ下リテ十五十六年ニハ平均五千九百円トナリ次第二現今益下落セヨリ製造品ノ種類ハ猪口茶碗皿鉢舟奈良茶碗ノ類ニシテ営業者七人錦手営業者一人ナリ

陶磁器取調書

西松浦郡 大川内村

大川内山

一陶磁業沿革

往昔韓人某唐津ヨリ本郡大河内山ニ移住シ陶器ヲ製セシヲ以テ濫觴トスト傳テ口牌ニアリ慶長年間朝鮮凱旋ノ折旧藩主鍋島公

ノ手ニ順ヒ来ル所ノ韓人某小城郡今山ニ於テ白陶器ヲ製セシニ陶土ノ不十分ヲ以テ本郡有田郷岩谷川内ニ移リシモ水質ノ悪キヲ以テ同郷南川原ニ轉ジ鳥屋及ビ象ノ鼻杵島郡黒髮山等ノ土石ヲ發見シ之ヲ

調酌シ白呉洲ト名クル陶器ヲ製シ猶ホ水利ノ不便ヲ以テ当山ニ移住シ青磁石ヲ發見シ青磁呉洲ト名クル者ヲ焼成ス元和年間藩公陶器製造ノ熟練者ヲ諸方ヨリ選抜ス而シテ当山ニ移住セシメ専ラ

自用及ビ幕府へ進呈ノ器蘭人工贈與ノ品ノミニ製セシメ数ニ定限

アリ（其數毎年五千三十一個）嚴ニ発壳ヲ禁ジ藩吏數名ヲ派遣シ濫壳其他ノ

諸事ヲ監セシム而シテ其製造ノ費毎年金一千円工人三十二名（工人ノ制限アリ）

工米三百三十石金八拾五円外ニ合力金春秋兩期各一円其工人ノ嫡子工

製造稽古料年金各二円ヲ給與シ細工手伝人十六名（人員ノ制限アリ）

工年米式百八拾石金千五百円ヲ無利子ニテ貸渡シ加之松木柴薪

十二ヶ倉毎年其得ル所ノ薪材十四万斤ヲ給與セラレタリ以上ハ定例ニシテ天災等非

常ノ難ニ罹ル時ハ若干ノ金穀ヲ救恤セラル故ヲ以テ緻密精巧他山比類
ナク二百有餘年明治維新ノ際ニ至レリ明治三年藩主発壳ノ禁

ヲ解キ各自ノ営業トシ前給與ヲ廢止セラレシ所販路廣ガラズ工人其

他途ヲ失ヒ全山殆ンド滅絶セントスルニ至レリヲ以テ上等品ノ製造

ヲ止メ尋常粗悪ノ鉢皿等ヲ製スルモ逐年愈々疲弊衰頽

スニミノ有志者痛ク之ヲ慨歎シ社ヲ結ビ挽回ノ道ヲ計ルト雖モ資

金ニモク往時隆盛ノ半ニシテモ復スル能ハズ徒ニ滅絶セザルト云爾

一陶器原料ノ土石産地

肥前国西松浦郡町裏村字大堤ノ陶土ヲ以テ製造ス全郡大川内

村字四本柳ノ陶石ヲ以テ釉薬ニ調合ス但シ氷輪焼41ノ部全国全郡

有田皿山字泉山ノ陶石ヲ以テ製シ原料ニ於テ他国ヨリ取寄ル者ナシ
一土石産出高

明治十二年ヨリ十六年ニ至ル迄五年間毎年平均シ陶土三十六万斤ニシテ

価格ハ五拾七円六拾錢採掘貯貯等ノ価格ニシテ其営業人ニハ

採掘貯ヲ支弁シ営業人ノ定限ナシ

全五年間平均陶石七萬二千斤ニシテ価格七拾二円切貯貯諸

入費ノ価格ニシテ利益ナシ営業人ノ定限ナク切貯丈ヲ給スルノミ

一原料準備

採掘セシ陶土ヲ水ニ浸シ小砂屑ヲ淘汰シ去リ極細密ナラシメ粘土ト為シ

用ユルヲ以テ十分ノニ減ス其調合ハ上中五分五分ヲ通例氷輪焼ノ分量

トス

採掘セシ陶石ヲ日ニ晒シ乾シテ後鉄鎬ヲ以テ小塊トナシ是ヲ水碓ニテ搗
碎キ細粉トナシ水ニ浸シ小砂ヲ淘汰シ去リ極細密ナラシメ粘土ト為シ用

41. 氷輪焼とはひび焼きのことであろう。

ルヲ以テ十分ノ四ヲ減ス其調合ハ上等ノ白堊三分下等七分ヲ通例混和ス
ルモ製造器品ノ大小及ビ精粗ニ依テ分量ノ差アリ

一 造坏

輶轎盤ハ從来ノ木製ニシテ蹴リ車ノミナリ石膏粘土製ノ模型

ヲ以テ押製シ或ハ鑄造シテ使用ス

一 素焼

素焼窯ハ各製造家製作場ノ側ニ一個アラザルハナシ其數十個其外形
概ネ本窯ノ如シ内部ノ造構ニ至テハ甚^異殊ナリ奥行九尺幅九尺ニシテ
湿润ヲ防止スルタメ耐火力ヲ以テ高ク築立内部ノ高低ナカラシメ熱氣
周到スル様注意シ其坏品ヲ積ム所ハ火床ヨリ高ク上リ燃火ヲ側面ヨ
リ受クルノ造構ナリ器品ノ数大小平均千七百個ヲ入ルルナリ薪材ノ消
費高松雜木四千斤代価^{五カ年}平均三円ナリ

一本窯

梁設窯ニ一定シ多キハ十六個或ハ連接セリ其数四ヶ所最下床ノ奥

行堀間半幅堀間最上奥行四間半幅二間三合ニシテ最下ヨリ次第

ニ大ナリ昔時ヨリノ方言ニ窯ノ大小ヲ舛合勺ノ唱ヲ以テ区別セリ通例ノ

大窯ヲ一舛其上ヲ一舛一合或ハ二合位迄ニシテ以下九合ヨリ何合何勺

ト唱ヒ其一舛ナル者ノ奥行四間^{二丈}幅^{六尺}二間^{一丈}三尺斜傾度ノ勾配四尺以下

ナルモノ是ニ準ズ然シテ次第二傾斜「度」一連接セリ故ニ窯ノ多少ニヨリ梁

設ノ長短廣狭及ビ土地ノ高低モ亦是ニ準ズ歐州式ハ更ニナシ固

有式ノミナリ

一 釉薬

釉薬ハ四本柳ノ陶石堀升杵灰五合六合ヲ調和スルヲ通例水輪焼ノ

調合トス白焼ノ釉薬ハ通例上等ノ白堊一升ニ杵灰六合或ハ四合

（86）

ヲ加工調和スト雖モ火度ノ強弱ヲ考計シ火ニ近キニ隨テ灰ヲ減ス白堊
ハ泉山ノ最上石灰ハ鹿児島県産ノ柞灰ノミヲ専ラ使用ス

一本窯

前述ノ如ク素焼シタル器ヲ本窯一個ニ焼成ス個数ハ大小ニヨリ其數
甚ダ多寡アリト雖モ概通例花瓶水指火鉢丼鉢皿煎茶急

火須奈良茶碗類平均三千四百個焼成中破碎歪斜平均凡百

分ノ十焼成時間ハ暑中十一時間寒中九時間ヲ以テ燒終レリ燃材ノ
消費高松木二萬本代価五カ年平均拾四円

一粉飾用諸顏料ノ種類并ニ調合法

赤色ハ流酸鉄ヲ以テ製ス 紫ハ紫金及萬奄

綠青ハ酸化銅

黃色ハ伊豫白口目

以上本邦製

青色ハコローム 紺青ハヨバルト箇巴爾土

以上洋製

右取調ハ硝子ノ粉末ヲ以テ調和ス其分量ニ於テハ各製造家ニ
小差アリテ不同

一陶磁器製出高

明治十二年ヨリ全十六年迄五カ年間毎年製造品平均拾二萬四千

個ヲ下ラズ其焼成品ノ価格ハ年ニヨリ大ニ殊異ナリ明治十二年十三年平
均壹萬七千円夫レヨリ次第ニ下リ十五年十六年ニハ三千五百円トナリ
現今益下落セヨリ製造品ノ種類ハ花瓶水指火鉢丼鉢皿鉢

煎茶急火須奈良茶碗壺盤銅捻リ細工物神仏具諸飲

食器類ニシテ営業者十三人錦手営業者四名ナリ

陶磁器取調書

西松浦郡椎峯山

一陶磁業沿革

文禄年間豊臣秀吉公征韓帰陳ノ時寺澤志摩守ノ手二從

ヒ来ル韓人_{不詳}一名東松浦郡小治郎官者村ニ始テ高麗焼ヲ

製ス然モ其場所ニ適セズ當郡田代村ニ移リ又川原村ニ移ル是亦

盛業ヲナサズ慶長二年ニ至リ當時ノ領主地ヲ椎峯山ノ官林中ニ

下賜セラレ現今迄永続セリ天保弘化嘉永ノ際ハ一時盛ナリシモ現

今ニ至リ年々衰微シテ日下只陶器山ノ名ノミアリテ実ハナキ姿ニナレリ

一陶磁器原料土石産地

肥前国西松浦郡笠椎村字花畠全井手口二ヶ所ノ土ヲ混合シテ製ス

一右土石産出高

明治十一年ヨリ十六年迄六カ年間毎年平均堀採高_堀式萬五千

斤全価千斤ニ付平均壹円當業人員四名

一原料ノ準備

採取セシ陶土二品ヲ当分ニ混合シ水碓ニテ搗碎キ粉トナシ水ニテ粘交セ淘汰シテ悪土ヲ去リ製シ揚ゲタル土ハ十分ノ五ニ減ス外ニ調合品ナシ一造坏

轆轤盤ヲ木製ニシタル蹴車ヲ用ユ外ニ石膏等ノ模型ナシ

一素焼

素焼窯ノ個数四個アリ奥行二間幅八尺素焼一回ニシテ焼成シ

得ル器平均百五十個二百個ニ至ル之ヲ残ラズ本窯ニ直シテ製シ得ル品ノミニシテ素焼一回ニシテ成熟スル品ナシ薪材ハ柴朶八荷位全価壹荷

金三錢

一本窯

登リ窯ヶ所個数最下床ヨリ最上床迄十四個奥行四間幅式間傾斜尺ニ付三寸皆固有式ノミニシテ歐州式ナシ

一絵薬

佐賀県杵島郡榎木原村ヨリ来ル薬土一舛ニ灰八合ヲ調合ス
灰ハ凡テ竈或ハ爐ノ灰ヲ用テ外ニ絵具等ナシ

一本窯

窯壳個ニ大小器品四百個焼成中破壊歪斜ニテ損傷セル器品平

均三合ヲ損ス焼ノ時間一窯八時間ニシテ終ル薪材ノ費消弐千五百本全

価金壹円五拾錢

一陶磁器ノ製出高

明治十一年ヨリ全十六年迄六年間毎年製造品

當業人員四人

明治十一年
奈良茶碗火鉢
植木鉢小皿花活
全十二年 全 四萬八千個 代価千六百八拾円

全十三年 全 三萬六千個 全 千四百四拾円
(全) 千七百円

全十四年 全 弐萬八千個 全 九百九十九円
(全) 千七百円

全十五年 全 弐萬個 全 七百円

全十六年 全 弐萬個 全 五百五十円

右ハ勧第二八五号ヲ以テ御達シ相成候陶器取調候所書上ノ
通り相違無御坐候也

第四区域内勧業委員

明治十七年十一月十九日

西松浦郡長高木盛贊殿

原利一郎

42. 椎峯では陶器を生産していた。この記述から釉薬に使用する灰は杵島郡木原からもたらされる薬（発色させるための酸化鉄などの金属化合物か）と竈や炉の灰を用いていたことがわかる。

43. 原利一郎は明治12年には西松浦郡大川野村人民惣代をつとめている。（伊万里市史編纂室杉本多弥氏のご教示による）市ノ瀬山、椎の峯山、大川内山という三つの生産地区について報告しており、ここでは、伊万里を中心とした西松浦郡第四小区の勧業委員であったことが知られる。

陶磁器取調書

東松浦郡

一 陶磁業沿革

夫レ唐津焼ナルモノハ遠クハ則神功皇后近キハ則豊臣大臣ノ時ニ

起因シ孰レカ審カナルヲ知ルコト能ハズ殊ニ陶磁師ナルモノハ文字ニ通曉セズ隨テ系図記録ナル者モナク国主更替故ニ旧藩ニ当リ係官其ノ沿

革ヲ審ニセズ好古家ノ説モ則チ牽合附会ノ説タルニ過チサルナリ今

何ニ由テ其信ヲ考ヘン陶磁ノ事松浦記ニ見ヘタリ因テ考フルニ三々疑

ヲ入ルベクシテ確認スベキモノナシ故ニ松浦記ニ載スル所ノ悉ク書ヲ以テ参考ニ供ベシト欲スルナリ尚ホ廣ク問フテ以テ他日ニ報導スル所アラントス

松浦記ニ古唐津焼ノコトヲ載セタリ曰神功皇后三韓ヨリ太郎官

者小次郎官者藤平官者ノ三人ヲ召シ連レ陶器ヲ製スルヲ始ム之ヲ

古唐津焼ト云フ云々又曰朝鮮王ノ代小次官者新羅王ノ代太郎官

者百濟王ノ代藤平官者ヲ質人トナシ武内宿禰初テ名ヲ付シ三人共ニ代々如是也云々又以テ村名トナス云々筆者曰ク今ニ小次郎官者村

ナク藤平官者村ハ藤平村ニ変ジ太郎官者村ハ太良村ト変ズ松

浦記ニ曰ク牟形村ヨリ出ル土ハ寺沢公ノ代迄ハ出ザリシガ大久保公ノ

時初テ掘出シタリ公議御献上始マル此土高麗ノ土ニ少モ少ラズ日本無

双ノ土ナリ云々又曰文禄慶長ノ頃高麗人ヲ召サレ焼物ヲ始メラル初メ

佐志ニ焼キ後稗田山ニ移リ又大川野村ニ移リ夫レヨリ川原村ニ移

リ元和ノ頃椎峯ニ移リ其子孫相続テ今ニ焼ケリ云々筆者曰父老ノ

言ニ初メ小次郎官者ニ焼キ後坊主町ニ焼キ稗田村ニ移リ後丁田椎

峰ノ二派ニ別ル丁田村ハ御茶碗窯ノ在ル所ナリ椎峯ハ私山ニ属シ

御茶碗窯陶磁ハ公議ノ献上物ナルヲ以テ大ニ改良ヲ加ヘ世ノ賞揚

44. 「松浦記」は昭和49年名著出版発行『松浦叢書2』に収録されている。確かにこの沿革の記述は、「松浦記第五編 名所旧跡」にみられる記載内容に似ている。

45. 丁田村とは現在の唐津市町田のこと。

46. 御茶碗窯では唐津藩への御用品を焼成したとされる。

スルニ至リタリト松浦記ニ曰三韓ノ土ニテ作り日本ニ持渡リテ燒キタルヲ火バカリト名ク云ニ又曰唐人町ハ太閤高麗御帰陳ノ節燒物師御召シ連レ比所ニ置玉フ此所ニテ晒布ヲ製シテ差上ルト云フ夫廢藩以来有志家結合再興ヲ謀ルト雖モ盛ナルニ至ラズ只陶磁窯存ズ

一陶磁器原料土石產地

東松浦郡出野村字笠椎村同郡加部島村同郡有浦村字牟加多同郡谷口村以上ノ土ヲ以テ本シロニ製ス人形床置ノ如キニ至テハ笠椎村同郡神田村字山口同村字北ノ崎ノ三品ヲ以テス青磁ノ如キハ笠椎加部島牟形妙見村山口村字北ノ崎ノ三品ヲ以テス

一右土石產出高等

一カ年大凡三万五千斤ヲ掘採リ此ヲ掘採スルヤ素ヨリ御用入足ニテ堀採運搬価ナルモノナシ之ヲ堀採スルノ際其原質鑑定ノ為メ陶磁師出張立會スルノミナリ

一原料準備

各所土ヲ取り踏礪臼ニテ踏ミ碎キ細粉シタル土ヲ水ニ浸シ沈泥ヲ取り箱庭ニ入テ水ヲ引キ凝結ヲ待テ踏板ニ乗セ踏粉ナシ是ヲ細工人ニ渡ス細工人ハ轆轤ニ乗セテ之ヲ製造ス原質減消假令バ一貫目ニ付二百五十日減消ス原質調合ノ分量種々アリト雖モ今其一二ヲ擧レバ本白製ノ者ハ笠椎村六斤加部島四斤有浦村牟形白土六斤ヲ以テ本白ニ製ス青磁ハ笠椎八斤神田村北ノ寄加部島六斤妙見二斤半牟形村一斤半ヲ以テ青磁ヲ製ス

一造坏

轆轤輪車ニ乗セ⁴⁸模型ハ雲鶴、菊、葵、小弓形、ノ如キ押形ヲ

47. 「本シロ」とは磁器ではなく、白っぽい陶器をさすものと推測される。

48. ここでいう模型とは、型打ち成形に用いる土型のことを意味するのであろう。

用ルト雖モ本ヨリ手造作ナルヲ以テ別ニ模型ナルモノナシ細工人ノ用ル品

ハ踏轆轤等ヲ以テ細工ス

一素焼

父祖ノ時素焼窯アリシト云フ今本焼窯ヲ代用ス其上床ニ於テ施行
ス夫素焼窯ノ造方ナルモノハ横長サ一間一尺上床六尺三寸下床
三尺ニシテ陶器積高薄茶々碗、急焼⁴⁹、煎茶々碗、卓下⁵⁰、等
ノ如ハ凡ソ六七百ヲ積ム初メ柴二十束終ニ松薪三十束ヲ以テ素

焼ス

一本窯

唐津村字谷窯ノ数一昇十窯ニシテ品物ハ前述ノ如ク急焼茶

碗等ノ如キ凡ソ六七百ヲ積ムモノニシテ最上ノ巾ハ横巾三間四尺ニシテ

上床一間三尺下床三尺其窯ニ陶器積高前述ノ品ニシテ二百二三十

餘傾斜一尺二三寸ニシテ固有式ナリ

一釉薬

肥前国東松浦郡榎木原石目量一貫目ヲ用ルニ木灰七貫五

百目ヲ加フ右ハ本白ニ用ユル上薬ナリ夫レ前述ノ如シト雖モ灰ノ強弱

ハ四季ニ依テ異ナレリ今述ル所ノ調合法ハ秋冬ノ際用ユル所ノ調

合法ナリ陶磁ハ秋ヨリ冬ニ掛ケ陶磁器焼方大ニ宜シト云フ

一本焼

本焼一回ニ焼キ得ル器品ノ個数ハ二百二三十餘焼成中破壊

歪斜等ハ平均二割ニ当ル焼成シ得ル時間ハ種々異ナリト雖モ凡ニ

時三十分斗リトナス其薪炭長サ一尺五寸周囲一寸八分薪ヲシテ

十本一束トナシ百八十束ヲ用ユルモノナリ

一粉飾用諸顔料ノ種類并ニ調合法

49. 急焼とは急須のことか。

50. 卓下は卓（しょく）の下で用いる比較的小振りの花生。記録では「卓下花生」とある。

唐人黒絵薬51ノ一種ヲ用テ他ニ用ルモノナシ最モ献上者ノ一辺ニ付テ云フモノナリ

一陶磁器ノ製造高

唐津焼ハ年二回焼立ルヲ以テ定例トナス商品ニアラズ故ニ産額

僅少売品ニアラズ故ニ価格ナシ営業人員十一名アリシガ只三名アルノミナリ

先ニ一名死シテ今ヤ二人ナリ

大島吉左衛門ハ技術師ナリ今ヤ亡シ幼時存ス記録傳ラズ最モ古家

ナリト云フ

前田幸太郎ハ陶磁師ナリ秘法ヲ父俊太郎ニ受ク廢藩以来屢々再興ヲ企ツルモ贊成者少ナリ中途ニシテ廢ス今ヤ赤貧洗ガ如シ日雇

ト成テ以テ日ヲ送ル再興ノ成ラザルヲ以テナリ今ニ再興ノ志絶ヘズ時ヲ待テ大ニ為スアラントス明年中央共進會ニ付陶磁器技師調書前

田幸太郎ノ口述ニ由リ之ヲ記ス全人父俊太郎發明薬安政七年

ニ関ルハ白ノ上ハ薬ナリ(ハシリヨク)光沢大ニ宜ク其土タル有浦牟形ノ白

土八斤木灰七斤半ニテ製スト云フ抑モ陶磁ノ大切ナルハ惟薪ノ枯レ

方ト灰ノ調合方ニアリヤ故ニ薪木ノ如キハ三年ヲ経タル松薪木ト雖モ

皆本窯ノ上床ニ薪ヲ積ミ下床ニ火力ヲ施シ之ヲ枯燥セシメ其後

取出シテ以テ用ニ供スト云フ今ヤ一般陶磁師始メ薪ニ交ルニ柴ヲ用

ルト雖モ旧藩時ニ當リ当郡ニ柴ヲ用ルハ全人ヲ始トスト祖先ノ記録

則土石分量調合法今ニ傳ハル

中里敬宗モ陶磁師ナリ最モ捻り物ニ長ズ薬調合法ニ至テハ幸太郎

ニ一步ヲ譲ルト雖モ右幸太郎ノ口述ニ依テ筆記シテ御参考ニ供

シ併テ功労者ヲ表章ス

明治十七年十一月

東松浦郡役所

51. 唐人黒絵薬とは天然の酸化コバルトで呉須のことであろう。献上唐津に用いられている。

52. 大島吉左衛門については不明であるが、大島家は唐津の中里家とともに陶家として古く、この時点で廃業していたのであろう。初代は大島彦右衛門（角清）という。中島浩氣著『肥前陶磁史考』108頁

53. 前田幸太郎は献上唐津の土及び釉薬の調合法に長じた人物として『肥前陶磁史考』にも記されている。秘法を記した帳面を唐津の陶工中野寛林に譲ったという。中島浩氣『肥前陶磁史考』108-109頁

54. 中里敬宗（中里右兵衛）は中里家八代尚徳の次男で中里家十一代中里天祐の実父。明治2年に御茶碗師頭取となる。明治20年に69歳で没。この記述からは捻り細工物に長じているとされる。十三代中里太郎右衛門「祖父十一代天祐のこと」『唐津・御茶碗窯四代展』図録所収 読売新聞社 1996年 122-124頁

陶磁器取調書

藤津郡 久間村 ⁵⁵志田村

一陶磁業沿革

今ヲ去ル二百五十年前即チ寛永年間旧蓮池藩主祖先鍋

島直澄老後當郡五町田村ニ隠遁シ久間村両山再興陶窯

数個ヲ設築シ皿鉢ノ一品ヲ製造セシム以後為メニ頗ル繁盛
ニ至ルト云フ或ハ傳フ往昔高麗人此地ニ來リ飲食器製造ノ

術ヲ授ケタリト是レ父老ノ口碑ニ傳ルノミニシテ記録ノ拠ルベキ処ナケレバ
年歴製品等詳カナラズ爾來營業多少ノ盛衰アリト雖モ

皿鉢ノ外製造セシコトナシ天保年間ニ至リ販路閉塞一山殆ンド炊

煙将ニ絶ントスルノ景況ナリキ然ルニ旧藩主念慮ヲ脳マサレ又々再

興ノ為メ藩士尾形郡治ナルモノニ命ジ多額ノ金錢ヲ貸付シ一山活

路ヲ得ルニ至ラシム明治初年ニ至リ販路諸方ニ開ケ一山製出スル器

品ノ額商ノ需メニ十分ナラズ代価騰貴純利亦隨テ多シ時ニ

中島信成更ニ一山ヲ起サント村内字藤原ニ着手明治三年ニ

至リ一登ノ陶窯成ル爾來光武代木東山等ノ各所ニ築造ス

ルモノアリテ明治十年ニ至リ五登ノ窯ヲ増加セリ明治十二三年ニ

至リ代価一時ニ騰貴シ營業頗ル盛ナリシガ十四年ヨリ漸々下落シ

現今ニ至テハ販路閉塞營業疲弊製品十二三年ニ比スルニ其額

凡ソ六分ヲ減ズ

凡ソ六分ヲ減ズ

一陶磁器原料ノ土石產地

肥後國天草郡古坐床深江土路々ノ各地ナリ

一陶土石仕用高

55. 久間村と志田村のふたつが連記されている。久間村のほうは志田東山、志田村は志田西山とよばれる。

56. ここでは藩士尾形郡治なるものに命じて活況を得るとある。尾形郡治は蓮池の藩士で、吉田山、志田山陶器方であった。蓮池藩主鍋島雲叟（鍋島直與）は尾形惟晴を遣わして陶器窯を改築し、或いは物資を供して旧態に回復させたと『肥前陶磁史考』にあるので、尾形の働きは後世の人々に評価されている。中島浩氣著『肥前陶磁史考』193頁

一方で、「天保三年より吉田郷志田山陶器方を設けるに、今日に至り小額ならざるの欠銀を生じ、其陶器商及び職員を糾弾したり」と『蓮池藩日誌』（天保8年）にあり、さらに、天保12年「吉田山陶器方尾形軍治銭預符を陶器職人に通用せしむ宗藩之を問ひ其一己の意を以て使用したるを以て軍治を蟄居に処す」とある。尾形軍治は金錢を融通したものの、のちにそれがもとで処分を受けてしまったことがわかる。

天保年間に再興した窯には志田東山3号窯があるが、東山は鍋島藩の領地にあたるのでここで述べられている活況を復活したというのは西山に関する記述であろう。志田東山3号窯は、天保13年に塩田の商人江口平兵衛が再興に務め、開窯した窯である。塩田町教育委員会発行『天相日記抜粋』（塩田町文化財調査報告書第十一集 古文書学習資料三）および『塩田町史上巻』522頁 峯崎幸清「塩田焼概説」「後期伊万里志田焼一大皿編一」所収65頁および『塩田町史上巻』524頁

以上のことから、西山および東山は天保の不況をのりこえ、後世へつなげたものと解釈できる。

57. 中島信成は旧蓮池士族。明治3年藤原に築かれた窯は熊山陶器社と称した。「中村信成は村内に仕事が乏しく、活気がないのを心配して陶器を焼き、人々の苦しみを救うため字金割に明治3年同志十名と陶器窯を築いたのがはじまりである」と『藤津郡村誌』にある。『塩田町史下巻』『第二章産業・経済』（盛 敏治執筆）190頁より引用。

58. 光武、代木、東山、などの各所に明治十年まで五つの窯が加わったとされる。『陶器製造沿革調』長崎県立図書館郷土課所蔵『著名物産地表、陶器製造沿革調、諸会社一覧表』勧業課商工務係事務簿、明治13年～同16年によれば、字西山、光武、藤原に6登、東山には3登の窯が記録される。この記録中には中島信成の名はない。

59. 天草郡深江古座床産の土は、この志田のほか北茂安白壁、小田志の磁器製品における原料として報告されている。

明治十三年	式百〇五万二千斤	価格二千九百七拾円
全十四年	二百三十七万斤	全 四千三百六拾円
全十五年	百八拾万斤	全 二千九百七拾円
全十六年	百七拾四万斤	全 二千二百六拾円

一 原料ノ準備

大塊石ヲ鎧ニテ碎キ小塊トナシ後水碓ニテ搗碎シ二昼夜ヲ経テ
細粉トス之ヲ打粉ト云フ打粉ヲ陶土ニ製スルヤ濾船（巾凡三尺長
六七尺深廿四五尺ノ箱ヲ土中へ埋メシモノ）⁶⁰ニ清水ヲ汲ミ之ニ打粉ヲ攪和シ

砂礫船底ニ沈スルヲ待チテ瓶ノ大ナルモノニ汲ミ移シ数分時間ニシテ土
汁瓶底ニ下シ後上ハ水ヲ再ビ船ニ汲ミ移シ幾分ノ打粉ヲ加工前

ノ如ク瓶ニ汲ム斯クスル数回五六時間ヲ過ギ瓶中ノ水清ムヲ度ト
シ上ハ水尽ク汲ミ乾カシ瓶ノ底部ニ溜レル土汁ヲオロ
(即チ土ヲ干ス)
(土製ノ船ナリ)

ニ遷ス一昼夜ニシテ板上ニ干ス之レ坏ヲ製スル陶土ナリ此土量大

塊石ノ量ニ比スルニ凡ソ十分ノ七ヲ減スレドモ濾船ニテ濾シ別ツタル
砂礫ハ再ビ水碓ニ搗碎シテ原料ニ加フルヲ以テ之ヲ平均スレバ全減

凡二割ナリ原質ハ調合スルコトナシ

一 造坏

未ダ石膏等ノ模型ヲ仕用スルコトナシ先ヅ土ヲ板上ニネラシ之ヲ細
工車ニ直シ手技以テ荒作ヲ為シ板上ニ乾ス鉢ハ水氣全ク乾クヲ

待テ細工車ニ掛け⁶²カナ（即チ金屬板ノ巾一寸四五ト⁶³長一尺五六寸ニテ両端曲タルモノ）ヲ以テ器ノ外部ヲ

削リ器底又器ノフチ等ノ準備ヲナス然后チ磁石ノ最上品ニテ製

シタル打粉ヲ水ニ溶シ器ノ内部ニ灌ゲ之レ其品位ヲ能クスル為メナリ方
言之ヲ掛け土ト云フ然ル后チ素焼窯ニ積ム

一 素焼

60. 濾船とはいわゆる水築槽のことを意味している。

61. 深廿四五尺とは写し間違いであろう。原本では深サ四五尺であったと推測される。この志田の取調書には原料の準備についての解説が詳しい。江戸期から磁器原料となる陶土生産が盛んであった土地柄がしのばれる。

62. カンナについて記載があるのはこの志田の報告のみであるが、各窯場で使用されている基本的な道具である。

63. 掛け土については、志田の製品に特徴的な技法である。磁器の最上品を製造する原料を水に溶かし、器の内側にかける。白化粧の薄い層を表面にほどこすことで、白い素地をより一層白く美しくし、染付の発色を良くする効果があるものと考えられる。この記述からこの地域では当時この技法を掛け土と呼んでいたことがわかる。鈴田由紀夫「志田焼の文様と技法」『後期伊万里志田焼一大皿編一』所収71頁

素焼窯ハ營業者一個或ハ二個ヲ有ス其構造全ク土ヲ以テス高

壱間奥行三間火床ヨリ上座ニ至ルノ幅二間此内火床巾半間

表口ヨリ奥ニ通ズ火ヲ用ユル所素焼一回ニ焼成シ得ル平物（鉢ヨリ七寸

鉢迄ラ云フ）凡ソ七百個皿凡三三千三百個合テ凡ソ四千個薪材ノ費消一

回凡ソ二千八百斤

一本窯

久間村築設ノ窯數拾登リ下床ヨリ上床ニ至ル拾個ヲ以テ壱登ヲ

ナスアリ拾八個ヲ以テナスアリ十登ヲ平均スルニ一登拾一個餘トナル各登

各窯ノ奥行幅傾斜度等ハ最下床ノ一個ヲ灰窯ト称シ器物ヲ

積ミ込ムコトナシ只薪材ノミヲ込メ焚クコト凡十一二時（間）其奥行一間

半幅凡一間是ヨリ二個目三個目ト次第二奥行幅員ヲ増シ八

個目ニ至リ五間ニ二間半トナリ最上床ニ至レバ六間ニ三間七間ニ四間トナル

其一個毎トニ地床凡三尺餘ノ高低アリ式ハ即チ固有式ナリ

一釉薬

灰ハ薩摩国⁶⁴阿久根ノ産即チ阿久根灰肥後ノ国隈ノ産大川山灰豊

後ノ産（正中^製）等上ハ本県杵島郡^{（真手）}的野ノ産石ハ熊本県天草ノ産

陶磁器ノ最上等ヲ撰ミ此ノ三品ヲ以テ上薬ヲ製ス其方法灰ハ火

煉シ火消ユル後水ニ溶シ漉シ船或ハ桶ニテ漉シ土石ハ前項原料

準備法ノ如クシ調合分量ハ灰ニ土其濃薄ヲ同ジフシ土水一斗

ニ灰水七升ヲ昆ス此ヲ方言七盃薬ト云フ以下六盃薬五盃薬四

盃薬アリ其調合分量ハ七盃薬ニ同ジ此上薬ヲ素焼ノ器物皿

鉢ニ施用スル上品下品ニ関セズ窯ノ上座ニ積ム品工七盃薬ヲ用ユ六五

四盃薬ト次第二火床ノ方ヘ積ム是火度ノ強弱ヲ計リ斯ク上薬ヲ汲ム

モノナリ

64. 釉薬に用いる灰（柞灰）は有田や大川内においては薩摩産のみであったが、ここでは薩摩の阿久根産、肥後の隈産、豊後の産のものなどが使用されていることがわかる。

一本焼

本焼一個一回ニ焼成シ得ル器品中等窯即チ登ノ内八九個目位ノ処ニシテ皿凡六千個鉢七寸ヨリ一尺一二寸迄凡ソ壱千二百個合シテ凡七千二百個此内破壊歪斜等ニ由テ損傷セルモノ一割即チ七百二三十個ナリ焼成シ時間十時乃至十一時間薪材費消タタラ木凡ソ二万壱(弐)千本

一粉飾用諸顔料ノ種類并ニ調合法

西洋品箇^{コバルト}拔児篤^{コバルト}用ユ調合ハ箇^{コバルト}拔児篤^{コバルト}一斤ニ付土五升ヲ

ヲ混ズ之ヲ六斤合セト云フ一斤ニ六斤ヲ和ス之ヲ七斤合ト言フ何レモ二品能ク混和シテ素焼窯ニ於テ素焼ヲナス節能ク焼キ然ル后チ

挽臼ニテ能挽摺ル両三度ニシテ粉飾ニ用ユ昔時ハ唐絵薬ヲ

以テ書キ絵ノ飾ノミナセシガ明治五年ノ頃ヨリ形打トナリ紺屋ノ形

紙ノ如キモノニテ絵具ヲナセリ其仕方箇^{コバルト}拔児土篤^{コバルト}ノ摺薬ヲ浸シ

速ニ塗ル其絵ヲナスノ速ナル書絵二十倍ス故ニ現今ノ書キ絵ノ法ヲ用

ルモノ稀ナリ

一陶磁器ノ製出高

明治十二年ハ營業人四拾五名製造器品二百六十四万個此価額

此価額四万〇八百円

明治十三年ハ營業人五拾名製造器品二百六十八万個此価額

額七万八千円

十四年ハ營業人六十五名製造器品弐百九拾四万個此価額

八万五千二百円

十五年ハ營業人六拾五名製造器品弐百〇五万二千個此価

格二万五千二百円

65. ここは西洋産のコバルトの稀釀法について解説されている部分である。

66. 明治5年の頃から絵付が型打（型紙摺）となったとある。塩田町歴史民俗資料館には最も古い明治4年の紀年銘をもつ型紙摺の製品が所蔵されている。これには「明治四歳 白諸勝 志田東皿山燈」と裏面に描かれている。したがってこの製品は型紙摺がはじまった頃の貴重な資料といえよう。平成元年塩田町教育委員会発行 『塩田町歴史民俗資料館第一回特別展塩田のやきもの『志田焼展』展示目録』図版39に掲載

十六年ハ當業人五拾名製造器品百九拾三万二千個此価
格二万千八百五拾円

陶器取調書

藤津郡吉田村吉田皿山

一陶業沿革

今ヲ距ル武百五拾年前則チ寛永年間旧蓮池藩主祖

先鍋島直澄今ノ五町田村吉浦神社也老後當郡五町田村ニ隠遁シ當山

再興陶器窯數個ヲ設築シ飲食器ヲ製造セリ以後為メニ頗

ル繁盛ニ至レリト云フ故ニ當山ニ於テモ該業者中ヨリ一社ヲ建立シテ
吉浦神社ヲ祭リ來レリ然レバ此時ヲ以テ當山開業ノ權輿ト云フモ

可ナランカ素ヨリ再興ノ称アレバ是ヨリ先キ該業宮ミ來リタル者ナラン
然シ微々タル者ニ過ザルベシ或ハ傳フ最初高麗人來リテ此術ヲ授ケリ

ト是レ全ク父老ノ口碑ニ傳ルノミニテ記録ノ由ルベキナケレバ年歴実

否詳ナラズ爾來多少ノ盛衰アリト雖モ旧藩主ヨリ數度ノ保護

ヲ受ケ全ク廢業スルニ至ラズ天保年間ニ至リ販路全ク閉塞殆ンド

炊煙絶タントスルノ景況ナリキ因テ旧藩主念慮ヲ脳マサレ又、再興

ノ為メ藩主尾形郡治ナルモノニ命ジ多額ノ金錢ヲ當業者ニ貸

付シ保護一方ナラザリシヨリ漸ク活路ヲ今日ニ続クヲ得タリ明治十

三年一時製造品近年未曾有ノ騰貴ナリシガ明治十四年春夏

ノ頃ヨリ漸々下落シ全十五年十六年ノ頃ハ販路大ニ閉塞再ビ天

保年間ノ衰微ニ至ラントセシガ本年初メニ至リ聊カ販路ハ開ケシト

67. 吉浦神社には蓮池藩主鍋島直澄が祭られている。

68. 尾形郡治については前出の久間・志田の報告においても同様に記述されている。

雖モ諸物価ノ下落スルニ隨ヒ陶価尤モ下落セリ

一陶器原料ノ土石産地

肥後国天草郡深江村産出ノ陶石及ビ當藤津郡吉

田村字梨子ノ木田ノ陶土

一右土石産出高

肥後国天草郡深江村ノ陶石産出高他県ナルガ故相分ラズ當藤津郡吉田村字梨子ノ木田陶土ハ明治十六年ヨリ以前全十二年迄ノ平均一ヶ年掘採高拾万斤価額五拾円營業人員拾五人

一原料準備

陶石大塊ナル者ヲ金鉗ヲ以テ小片ニ打チ「水ニ混入シテ々龐密ヲ」碎キ是ヲ水碓ニ搗カス細末トナシ後チ水ニ混入シテ龐密ヲ分別

シ其密ナルモノヲ用ユ此操作ニ由テ原質ノ減少高拾分ノ五原料ヲ調合スルコト天草陶石七分ニ當村梨子ノ木田陶土三分ヲ合ス

一造坏

細工車(車止ニ製土ヲ載セ) 篓鉢等ヲ以テス

一素焼

素焼窯ト称スル竈ヲ設置シ(煉瓦石ヲ以テ方八尺位四方ヨリ築立ルコト凡一尺五寸其上ヲ土ヲ以テ塗リ所々ニ窓ヲ明ケタルモノニテ則本窯ノ小ナルモノ)

素焼一回ニ焼成シ得ル器品ノ個数奈良茶類八百組(ヲ副ヘタル者ニテ蓋) 煎

茶類八百個兩種ノ内毎回凡十分ノ一損シ減ス薪材ノ費消高松木

拾六メ(壺メハ七十五本ヲ云フ凡一寸ニシテ長サ一尺三寸ノモノ)

一本焼

當吉田山ニ築設シタル窯ノ個数五登リ壺登リハ最下ヨリ最上迄拾五個アルアリ或ハ拾三個アルアリ竈一個ノ床大小同一ナラズ大

69. 梨子の木田の陶土については、副島茂右衛門が発見したとされる。副島茂右衛門は正徳4年（1714年）に96歳で没したという。『嬉野町史上卷』620頁

70. 吉田山には5基の登窯があったとされる。おそらくこの明治17年の報告にある5基の窯は白岩山の1基、吉田皿山の3基、さらに明治13年に設立された精盛社の窯「社の窯」（明治15年築窯）のことであろう。

ナルモノ奥行五間巾式間半高一丈一尺小ナルモノ奥行一間半幅一間高五尺各窯床トモ最下ヨリ最上近傾斜スルコト窯ニヨリ同ナラズト雖モ凡平均スルコト一間ニ一尺トス（例ヘバ最下ヨリ最上近傾斜スルコト一間ニ一尺トス三十間ナル時ハ則三丈ナリ）同式タルヤ固有式ナリ

一釉薬

天草陶石三分ニ當村ノ木田ノ陶土七分ヲ合ス（則チ造土ノ反對ナリ）加フルニ柞ノ皮灰ヲ用ユ此分量ハ四季ノ季節ニ由テ多少同一ナラズ

一本焼

本焼竈一登リ一回ニ焼成シ得ル器品奈良茶類三万組（ノ反對ナリ）（一個ゴトニ蓋）

煎茶類三万九千個焼成中不正斜ニ由テ損傷セル器品ノ平均數一回毎二十分ノニ焼成ノ時間凡ソ七昼夜薪材ノ費消高二千メ（一メハ七拾五本ヲ云フ凡ニ寸角ニシテ長サ一尺三寸ノモノナリ）

一粉飾用諸顔料ノ種類并ニ調合法

今ヲ距ル十二三年前迄ハ支那製品ヲ用ヒシガ其后ハ西洋品ヲ用ユ調合法箇拔兒篤百目ニ釉薬土五百目ヲ加工焼和シ凡一周

間石臼ニテ摺リ是ヲ水ニ和シテ用ユ

一陶器ノ製出高

明治十二年ヨリ全十六年迄五ヶ年間平均一ヶ年製造器品百五拾万八千四百個価額三万七千八百九十五円六十錢製造品ノ種類奈良碗煎茶碗ノ兩種營業人員式拾二名

71. この吉田は碗および蓋付の碗（奈良茶碗）を多く産出した土地として知られている。

72. 十二三年前までは中国産を用いていたがその後は西洋品を用いるとあり、西洋コバルトは明治4、5年から使用しはじめたと解釈できる。明治3年（1870年）にワグネルにより教授され、当地域に急速に普及したことの裏付けになるであろう。鈴田由紀夫「近代陶磁の年代考証について—絵具の変遷を中心として—」1983年 佐賀県立九州陶磁文化館『近代の九州陶磁展』所収 150頁

陶磁器取調書

一陶磁業沿革

天正十六年間高麗人此地ニ開業ノ時ハ當地ノ土ノミヲ用ヒ茶器皿
碗ノ類ヲ製造シテ鎖少ノ疵モ有ルモノハ都テ土中ニ埋メ極最上ノ品ノ
ミ売出セシニ由リテ其佳名高麗焼ト称シ佳人ノ求ムル所ナリシモ何
ノ頃ヨリカ業体下落シ当今ニ及テハ其子孫黒色ノ徳利茶壺皿
等ヲ製スルモ最下品ニシテ代価モ又低価ナリ而シテ南京焼ノ
磁器是又何ノ頃ヨリ変製セシヤ (年月) 不詳 当今奈良茶碗中

茶碗皿類ヲ製造セリ

一陶土

當地方ノ土ノミヲ用ヒ黒色ノ徳利茶壺等ヲ製スルニヨリ他ノ土

石ヲ用ヒズ

一磁石

熊本県下天草産出ノ石ヲ用ヒ当郡岩屋川内村字鬼岩

産ノ石ヲ調和ス

一陶土老歲ノ掘採高

土八万斤 (百六十斤ニシテ) 代価八円營業人三名

營業人六名

一磁石一歲ノ仕入高

細末漉土ニシテ干揚正味六千斤代価式拾四円

一原料準備

陶土ハ採取ノ後水ニ漉シテ干揚ゲシ土ヲ練立テ以テ製スルニ由

リ原質ノ三割ヲ減ズ

磁石ハ細末漉土ニシテ干上ゲシ物ヲ買入レ直チニ製造スレバ原質
ヨリノ増減不詳但天草産石ニ鬼岩産石ヲ三割ヲ調和ス

73. 文禄慶長の役によって慶長3年に連れて来られた朝鮮人陶工相源、金源が内野山に来たともいわれており、相源夫婦の墓とされる寛永17年銘の墓碑が存在する。中島浩氣著『肥前陶磁史考』185頁
天正年間に開業の裏付けとなるものは不明。
74. 内野山では陶器にくわえ、天明9年(1789年)より陶器に加え磁器の生産を始めた。したがって、ここでも原料は陶器と磁器と二種類が挙げられている。内野山の磁器生産の開始については、佐賀県文化財調査報告書『内野山北窯跡』21頁
田中淳一執筆部分「内野山北窯跡I遺跡の概要」に詳しい。
75. 藤津郡岩屋川内村でも磁器の原料となる陶石が採掘されていたのであろう。
76. 磁器の原料は天草陶石で、調整後のものを購入し、さらに地元の岩屋川内村産のものを混ぜていたことがわかる。

一 造坏

轆轤ニテ製造ス

一 素焼

但黒色類ハ素焼ヲナシ直チニ本窯ニテ焼成スルナリ依テ南京
焼ノミ素焼ヲ成ス

素焼窯ハ一人別ニ宅地内ニ一ヶ所ヅツ構造シテ一回焼成シ得ル
磁器
ノ数ハ千七百組(奈良茶碗一個ニ蓋一個ヲ添エテ一組ト云フ) 薪材ノ消費高ハ薪式
拾メ(但シ壺メハ長ニ尺二寸シテ
五尺三寸縄メトス)

一試窯壺個 但當業仲間中共有

此窯奥行式間幅壺間高サ五尺玉卵ヲ割リシ形ノ如ク上ヲ丸ク塗
リシナリ固有式ナリ是ハ各磁器製造ノ上其幾分ヲ試ミニ焼上ゲテ熟
知シ且薪材ノ加減等ヲ計ル為ナリ

一本窯拾個字上釜但シ南京焼ノミニ用ユ但シ壺個奥行三間半幅
式間半高壺間半ニシテ上ヲ丸ク塗レリ但固有式ナリ

一本窯拾七個字下釜但シ壺個奥行幅高塗方前ニ全ジ内拾

個南京焼ニ用ユ七個高麗焼ノ黒色徳利ノ類ニ用ユ

一火口窯式個上釜一登リ下釜一登リ分是ハ一登共製器並タタ
ラ木ヲ積備ルノ后焚付ケ次第ニ火ヲ移ス為ニ用ユ

一釉薬

南京焼ニ用ユル釉薬ハ五島對島ノ産出品各同分量ニシテ壺目凡77

五斗ニ薩洲産出ノ灰三斗ヲ調合ス

高麗焼ノ黒色徳利類ニ用ユル釉薬ハ字鬼岩ノ石ヲ搗碎キ細末ニ
シ水ニ漉シ其セシヲ採リ薪ノ灰量目當分則チ壺目石粉壺斗灰
壺斗ヲ調合ス

77. この記述から内野山では磁器用の釉石は五島、対馬産のもの、灰は薩摩産のものを使用していたことがわかる。

一本焼

南京焼ハ 一回焼成シ得ル器品奈良茶碗三万組小湯呑類八千個ニシテ其内破壊歪斜等ノ損傷一割ヲ減セリ焼成ノ時間ハ一個八時間ニシテ薪材タタラ木平均壹萬本ヲ消費セリ

高麗焼ノ徳利類ハ 一回焼得器品黒色徳利ノ類式千五百個ニシテ其内破壊歪斜等ノ損傷一割ヲ減セリ焼成ノ時間ハ一個ニシテ薪材タタラ木平均六千本ヲ費消セリ

一粉飾用諸顔料ノ種類並ニ調合法

西洋品絵葉箇⁷⁸拔兒篤⁷⁹一斤ニ付土⁸⁰（西松浦郡有田泉州並長崎県東彼杵郡上波佐見三ツ又ノ）

產土四斤ヲ調和シ宮崎県日向国山内產出ノユス灰五拾目ヲ調和

シテ用ユ

一陶磁器ノ製出高

明治十一年ヨリ全十六年迄六ヶ年平均一ヶ年製造器並代価

奈良茶碗九萬組小煎茶中湯呑ダシ茶式万四千個代価金

式千三百三拾四黑色徳利類三万三千個代価金式百拾円

右之通ニ御坐候也

藤津郡下宿村内野山名陶磁器製造人⁷⁹

惣代

明治十七年十二月

富永清兵衛⁸⁰

佐賀県令鎌田景弼殿⁸¹

北島佐太郎

78. 西洋コバルトを稀釈するのに波佐見の三ノ股産の陶土が使用されている。また、日向産の柞灰も使用されていることがわかる。磁器を生産するのに、さまざまな産地の材を用いて工夫しているものと解釈できよう。
79. 内野山には、その後明治21年頃に富永源六が新しい窯を築いた。この窯の製品はいわゆる源六焼とよばれる。
80. 富永清兵衛と北島佐太郎は内野山の窯焼であり、『陶器製造沿革調』（長崎県立図書館郷土課所蔵『著名物産地表、陶器製造沿革調、諸会社一覧表』勧業課商工務係事務簿、明治13年～同16年）には、窯の所有者六人のうち、おのの筆頭として名前が記されている。したがって、当時あった登窯2基の代表者による報告であったことがわかる。
81. 藤津郡長ではなく、佐賀県令鎌田景弼にあてられている。当文書は、郡ごとにまとめられ、さらに佐賀県へと提出されたことを示唆している。藤津郡内の久間・志田および吉田の報告書の執筆が同人であったかは不明。

陶磁器取調書

藤津郡五町田村美野山⁸²

一陶磁業沿革

當地明治十四年該業ヲ始ム創業以來価格低落為メニ盛
大ニ至ラズ現今ノ景況稍ニ衰頽^退スト雖モ毎年焼成スコト六回ニ下
ラズ

一陶磁器原料ノ土石産地

肥後ノ国天草郡ヨリ産出スル荒石ヲ買入ル⁸³

一原料準備

前項天草産ノ荒石ヲ水碓ニテ破碎シ其粉末ヲ水ニ混入シ其
濁汁ヲ別瓶ニ直シ入レ水清靜^澄ナルヲ待テ上水ヲ汲去リ瓶底ニ下ル
粘土ヲ板上ニ盛リ是ヲ日ニ乾シ未ダ柔ナルモノヲ製造ス荒石ヨリ粘土
ニ成ス迄ニ滅消スルコト凡十分ノ一

一造坯

粘土ヲ輪車ニ置キ旋轉シ充分ネリアゲ鉢皿等ヲ製造ス

一素焼

素焼窯ハ別ニ小窯ヲ設ケ其造構ハ本窯ニ全ジ一回焼成シ得ル器
器ノ数ハ四千五百個^{鉢ノ類}（鉢ノ類）其一回ニ消費スル薪材ノ高タタラ木ハ
二千本（長サ老尺四寸
廻シ六寸ノ松木）

一本窯

當村一ヶ所最下床ヨリ上床ニ至ル凡テ七個最下床奥行三間幅一
間次ノ窯奥行三間半幅一間半漸々一個毎トニ奥行幅共半間ヅツ
ヲ増ス其傾斜ハ凡一間ニ壹尺ノ高低アリ其造構ハ固有式ナリ
一釉薬

82. 美野山については、『塩田町史下巻』『第二章産業・経済』（盛 敏治執筆）178-182頁に詳しい。これによると、美野山は、共同出資により築かれ、貸料をとて稼動していた窯であり、当明治17年には営業人6人とあるが、この年に当窯を貸借した人数であろう。

83. 天草産の石を用いているとあるが、中島浩氣著『肥前陶磁史考』によれば吉田の鳴川の石を加えて製陶しているとある。鳴川石については同書188-189頁に述べられている。

釉薬ハ天草ヨリ産出スル所ノ石中最上等（白色ノ）ヲ取り夫レニ對

州ヨリ産スルユス灰ヲ調合（對量目）

一本燒

本燒一回ニ燒成得ル器品ノ数ハ二万八千個（皿鉢ヲ）

素燒ヨリ燒キ

成ス中破壊損傷セル数凡平均十分ノニ一回ニ二十四時間費消ス

薪材ハ七万本（長サ一尺四寸
廻リ五寸）

一粉飾用諸顔料ノ種類調合法

本邦製ニシテ絵薬ハ總テ支那ヨリ買入ル

一陶磁器ノ製出高

明治十四年ヨリ本年迄四ヶ年間毎年製造ノ器品ノ数ハ十六万

八千個価格ニ至テハ或ハ高値或ハ下落ス因テ一年平均ニテ三千

三百六拾円ニ揚ル営業人員六人

陶磁器取調書

藤津郡
八本木村⁸⁴

濱皿山

一陶器沿革

当山興業ノ嚆矢ハ今ヲ距ル百六拾年前則チ享保年間ニシテ旧鹿島藩主鍋島直堅該村民梶山八郎ナル者ヲシテ当山ニ陶器窯若干ヲ設築シ飲食器ヲ製造セシム爾后稍盛ニ趣クト雖モ

製品ノ精工全カラズ旧藩主ニモ殊ニ之ヲ慨カルコト久シ遂ニ天明年間ニ至リ該業振起ノ為メ當山中ノ地子ヲ免除セラレシニ営業

84. 八本木の濱皿山は『鹿島年譜』、『鹿島藩日記』などの文書から、享保年間、鹿島藩主鍋島直堅の時代に開窯したと考えられている。その後操業は中断し、安永期に再興されるにあたり、制約を受けながらも有田皿山からの技術導入に腐心している情況が『皿山代官旧記』からよみとれる。佐賀県立九州陶磁文化館『鹿島市浜町皿山窯跡－肥前地区古窯跡調査報告書第10集－』（渡辺芳郎執筆部分）2頁 この沿革のくだりについては、安永の次の天明期にはさらに地元の努力によつて技術をさせ、産業を活況に至らしめたということであろう。

者ノ奮發一方ナラズ同業中協議シ技手中ノ可ナル者ヲ撰拔シ諸
々ノ陶山ニ派遣シ該術ヲ研究セシメ一層盛大ヲ期セシニ果セル哉

帰郷ノ后ハ製品ノ精工ナルニ隨ヒ販路一日ヨリ開ケ文政ノ頃ハ最モ

盛ナリシニ天保丁酉ノ飢饉ニ遭遇シ販路全ク閉塞シ殆ンド廢

業ニ傾カントスルノ状況ナリシニ旧藩主痛ク思ヲ焦サレ又々振興ノ
為メ多額ノ金錢ヲ營業者ヘ貸附シ百方保護ノ庇蔭ニ頼リ漸

ク活路ヲ今日ニ繼グヲ得タリ明治十三年一時製品ノ価格

近年未會有ノ騰貴ナリシガ全十四年春夏ノ頃ヨリ漸ク下落シ

全十五年十六年ノ頃ニハ販路大ニ閉塞シ再び天保年間ノ衰微ニ

至ラントセシガ本年初ニ至リ聊カ販路ハ開ケシト雖モ諸品格ノ下落ス
ルニ從ヒ陶価尤モ下落セリ

一 陶器原料ノ土石產地

肥後国天草郡深江村產出ノ陶石

一 右土石產出高

他県ナルガ故相分ラズ

一 原料準備

陶石大塊ナルモノヲ鉄鎚ニテ小片ニ打碎キ是ヲ水碓ニ搗カセ細末

トナシ后チ水ニ淘汰シテ龐密ヲ分別シ其密ナルモノヲ用ユ此ノ操作ニ
由テ原質ノ減消高十分ノ五ナリ

一 造坯

細工車（車上ニ製土ヲ載セ
足先ニテ蹴廻スモノ） 瓢鉢等ヲ以テス

一 素焼

素焼窯ト称スル竈ヲ設築シ（煉瓦石ヲ以テ方八尺位四方ヨリ築立ルコト凡
モノニテ則チ窯ノ小ナルモノ） 素焼一回ニ焼成シ得ル器品ノ個数奈良茶類八百組
（壱

ゴトニ蓋副ヘタルモノ 煎茶類ハ八百個兩種ノ内毎回凡十分ノ一損シ減ス薪材ノ費
消高松木廿メ (壹ノハ七拾五本ヲ云ヒ凡ソ)
二寸角ニシテ長一尺三寸)

一本窯

當濱山ニ設築シタル窯ノ個數壹登リニシテ拾個アリ窯壹個ノ床

大小全ナラズ大ナルモノ奥行五間巾ニ間半高サ一丈一尺小ナルモノ奥行
壹間半巾壹間高サ五尺窯床最下ヨリ最上迄傾斜スルコト
一間ニ一尺トス其式タルヤ固有式ナリ

一釉薬

五島陶石ニ柞ノ皮灰ヲ加フ此分量ハ四季ノ季節ニ由テ多少同

一本ラズ

一本焼

本焼窯一登一回ニ焼成シ得ル器品奈良茶碗類三万組 (一個ゴトニ
蓋ヲ副フ)

煎茶類三万九千個焼成中歪斜ニ由テ損傷セル器品ノ平均数

一回ゴトニ十二ノ分焼成ノ時間凡七昼夜薪材ノ費消高千六百メ (壹
ハ七拾五本ヲ云フ凡ソ
二字角ニシテ長一尺三寸ノモノ)

一粉飾用諸顔料ノ種類并ニ調合法

今ヲ距ル十二三年前迄ハ支那製品ヲ用ヒシガ其后ハ西洋品ヲ用ヒ調

合法コバルト百目ニ細薬土五百目ヲ加ヘ焼和シ凡一週間^過石臼ニテ摺リ是ヲ

水ニ和シテ用ユ

一陶器ノ製出高

明治十二年ヨリ全十六年迄五ヶ年間平均一ヶ年製造器品五十一万二千

個価格壹万二千三百四十四円四十八錢製造品ノ種類奈良茶碗煎

茶碗皿ノ三種⁸⁵ 営業人員四名

右之通ニ御坐候也

85. 営業人四名については、『陶器製造沿革調』(長崎県立図書館郷土課所蔵『著名物産地表、陶器製造沿革調、諸会社一覧表』勧業課商工務係事務簿、明治13年～同16年)に記載されているところによれば岩永幸一、原忠知、楠田与平、安武峯太郎である。

86. この濱皿山の報告にみられる表現には、吉田山の報告と共通する部分が多い。同一人物による報告かと想像される。

明治十七年十二月 藤津郡八本木村皿山
陶器営^{競争}(業) 人物代 岩永幸一

右戸長 右戸長⁸⁷ 乗田貞平⁸⁸

磁器取調書

杵島郡芦原村成瀬⁸⁹

一 磁業沿革

本村ノ該業ハ明治十三年藤津郡久間村志田焼ヲ此ノ地ニ試験シ
十四年一月ヨリ製造シ然ル后志田焼ノ風ニテハ利益些少ナリシ故初テ
灰積ヲ試験シテ今尚ホ専ラ営業トス

一 磁器原料ノ土石産地

磁器ニ用ユル石ハ先ヅ肥後国天草郡字深江小砂床伊口山等ヨリ

出ル所ノモノヲ元質トシ調和スルニ肥前国杵島郡真手^{亂字}(野)村ノ土ヲ以テス

一 土石産出高

之レ無シ

一 原料ノ準備

磁器石採取ノ后水碓ニテ搗碎シ細粉ヲ水ニ和シ稍ニ沈澱スルヲ待

チ薄濁リノ汁ヲ汲取り該水汁能ク沈下シ上部清水トナル又此清水ヲ

ヲ分チ汲取り又前ノ如ク漉シ分ケルナリ此ノ操作ニ由テ原質ノ減消スルコト

凡五分

第二條天草島ノ石質ト真手野村ノ石質ト調和スル分量ハ天草島

ノ石ヲ元トシ真手野村ノ石ヲ合和スルコト一樣ナラズ火度ニ隨テ二分或ハ三

87. 岩永幸一は『陶器製造沿革調』(長崎県立図書館郷土課所蔵『著名物産地表、陶器製造沿革調、諸会社一覧表』勧業課商工務係事務簿、明治13年～同16年)に、先の内野山における富永清兵衛と北島佐太郎と同様、窯の所有者4名中の筆頭に記されている。中島浩氣著『肥前陶磁史考』によれば、岩永幸一は文久二年(1862年)より天草深江の原料を用いて磁器を製造した人物という。

88. 乗田貞平は八本木村戸長

89. 成瀬は現在の武雄市成瀬である。陶器の窯の産地としても知られるが、ここでは「磁器」取調書とし、「磁」業沿革としており、磁器生産についてのみを報告している。明治十三年に6室の登窯1基を築窯したことについては中島浩氣著『肥前陶磁史考』(207頁)の解説とも共通する。

分ヲ調和ス

一 造坏

造坏器ハ日本器西洋器ヲ用ユ左品ニ因リ石膏ヲ模型ニ用ユルコトアレドモ未ダ多ク用ユルコトナシ

一 素烧

素烧窯ハ特別ノモノヲ構造ス凡ソ長八九尺幅七尺計リニ築造シ尤モ孤立トスルナリ但シ焼成ヲ得ルノ個数ハ中皿本皿等ノ大小凡三千大ノ鉢八百計薪材ノ消費高ハ松木三千本代価三円位

一本窯

本窯ノ個数窯下床ヨリ最上床迄六個ノ所一個ノ窯ノ奥行各床一樣ナラズ最大ナルモノハ奥行三丈八尺幅壹丈八尺順次ニ小狭ナリ最小ナルハ奥行一丈七尺幅一丈建築法ハ未ダ歐州式ヲ用ヒズ本国ノ固有式ニシテ傾斜火度ハ長サ七尺高サ一尺内外トス

一 素藥

天草島字深江村ノ白土凡五分杵島郡真手野村ノ石五分ヲ調

和ス是ニ加味スルニ薩摩國產ノ杵皮灰五分ヲ調和ス或ハ火度ニ随テ四分半或ハ四分ト調和ス

一本燒

本燒一窯一回ニ焼成ヲ得ル器品ノ個数ハ大小皿大小鉢平均七千個焼成破壊歪斜ニテ損傷セルモノ凡ソ三十分ノ一トス焼成ノ時間冬日九時間夏日十時間春秋九時間餘ニシテ不一定ナリ薪材ノ消費高亦不一定ナリト雖モ凡金式拾五円内外トス

一 粉飾用諸顔料ノ種類并ニ調合法

顔料絵具ハ多ク西洋品ノ「コバルト」ヲ用ユ該「コバルト」ノ調合法ハ一斤

二西松浦郡有田山并二東彼杵郡波佐見村等ノ土五斤ヲ混和ス
一磁器ノ製出高

明治十四年ヨリ十六年迄毎年製造器品一ヶ年ニ拾五萬個

価格四千五百円製造品ノ種類ハ尺三寸大小ノ鉢大小皿ヲ最大
トス其他石膏ノ模型ニテ酣德利等ヲ製ス

営業人員三名

右之通ニ御坐候也

杵島郡芦原村

久保忠造⁹⁰

明治十七年十一月

全郡全村

田中民助

副島亀三⁹¹

陶器製造沿革調書

杵島郡真手野村字黒牟田山

一陶磁業沿革

當陶器製造ハ何人ノ創業ニ係ルヤ詳知スルモノナシト雖モ応永⁹²

中ノ創業ニシテ現時ニ至ルト云フ中年迄ハ黒色粗雜ノ土瓶等ヲ

製造スルノミニテ其業繁盛ナラザリシニ二十年前現今営業人丸田弥⁹³

助ナルモノ數年精励刻苦シテ彼ノ京焼ト称スルモノニ類スル青色ノ

土瓶等ヲ製造スルコトヲ發明シ追年該器ノ發行スルニ従ヒ五六

90. 久保忠造、田中民助は明治6年に成瀬に築いた窯によって、甕を生産していた。甕については年生産額5000余円であったことが中島浩氣著『肥前陶磁史考』(207頁)にみられる。この取調書に、その陶器甕の生産について報告がないのには理解に苦しむ。両名は副島亀三とともに磁器窯を明治13年に開窯したものの、磁器窯は明治23年に、甕の窯は明治24年に廃窯されたとあり、明治時代の窯業経営の難しさがしげられる。

91. 副島亀三に、明治18年の五品共進会にて賞牌（七等賞95人のうち17人が佐賀の陶磁器製造者）が授与されている。中島浩氣著『肥前陶磁史考』207頁および有田町発行『有田町史 商業編2』35頁

92. 応永年間は西暦1394-1411年。当地の窯業がここまで遡ることを裏付ける史料はない。

93. 丸田弥助については不明。青色の釉薬をかけた土瓶の製造の発明者として記述されている。この青釉の土瓶はこの黒牟田の主生産品であった。

年前二至リ漸ク繁盛ノ勢ヲ占メ目下焼成ノ器中該品殆ド十ノ七八ニシテ各県ニ売出スルモノ概ネ之ノミ

一原料ハ淡黒色ノ粘土ニシテ杵島郡真手野村字藤原ヨリ採取ス之レニ所在ノ赤土ヲ混和スル凡三分

一原料ノ採出高毎年平均三十萬斤ニシテ赤土ハ則チ其三分ニ止ル此ノ価粘土赤土皆本年ノ価壹万斤ニ付貳円乃至三円

一原料ノ準備ハ粘土堀採ノ后之ヲ細断シ之ニ赤土三分ヲ加ヘ混和スル数回其ノ操作ニ由リ原質ヲ減消スル百分ノ五

一造坯ハ別ニ石膏等ノ模型ヲ要セズ一種ノ臺車ニテ職工之ヲ製造ス

一素焼窯三個ヲ設立ス其構造窯内面積三坪高サ平均四

尺窯一箇ニ付一回ノ素焼器品小大凡一千六百箇ニシテ之ニ費消スル薪材百九拾貳貫目其代価金壹円貳拾錢

一本焼ハ下床ヨリ最上床迄拾個ニシテ最上床ヨリ下第四段床ニ至ルハ奥行四間幅員式間強第五段床ヨリ奥行幅員トモ順

序一割五分ヲ減シ最下床ハ奥行壹間半幅員五尺位ニ至ル斜度ハ壹尺^{ママ}ヲニ付一寸六分ノ傾度ニシテ固有式ヲ以テ構造ス

一釉薬ノ調合ハ一種ハ真手野村赤穂山産ノ陶土壹貫目ニ綠青⁴⁴壹貫貳百目及ビ藁灰壹貫二百目木灰壹貫二百目ヲ水ニテ溶

解シ之ヲ青色ノ陶器壹千個ノ用トス

一種ハ全陶土壹貫目ト鉄粉六百目木灰壹貫二百目トヲ水ニテ溶解シ之ヲ黒色ノ陶器一千個ノ用トス

一本焼ハ一回ニ付窯中ニ積込ムモノ精粗大小大凡壹万四千個火入時間ハ七拾二時間ニシテ其后五日乃至七日ヲ経過シ⁹⁵（寒暑ノ氣候ニ応ジ）始

94. くだんの青釉の製法が述べられている。藁灰と綠青（酸化銅）が用いられていることがわかる。一方黒釉については、木灰と鉄粉が用いられている。

95. 焼成時間が⁹⁶72時間というのは他とくらべ長時間である。

テ開窯ノ度トス焼成中破壊歪斜等ニテ毎回平均拾分ノ

三ヲ損傷ス但シ本焼一回ニ付費消スル薪材四万五千斤此代

金四拾五円

一粉飾用諸顔料ヲ用ヒズ

一明治十一年ヨリ十七年ニ至ルマデ製造高及ビ製造品ノ種類

営業人員等ハ左表ニ揭示ス

明治十一年ヨリ十七年ニ至ル陶器取調表

年度 製造高 製造品種別 売価

十一年度 拾萬千個 青土瓶 弐千四拾円

十二年度 十万五百五十個 雪平瓶 弐千百拾円

十三年度 九万五千個 千八百二十円

十四年度 九万五拾個 千六百円

十五年度 拾万五拾個 千三百六円五十錢

十六年度 九万八千個 千百七十六円

十七年度 九万八拾個 九百八十円

営業人名及ビ人員
及ビ丸田弥助
丸田
及ビ壱人
壱人

全全人 全全人 全全人 全全人 全全人 全全人 全全人

陶磁器取調書
一陶磁業沿革

本村ノ該業沿革ハ古来ノ口碑ニ拠ルニ文禄元年豊臣秀臣^吉

公征韓ノ時降伏帰朝ノ韓人創メテ土器ヲ此地ニ製出シタリ世ニ

所謂高麗焼則是レナリ土人其法ヲ傳習シ來リシモ尔後長崎

港ニ渡航スル南京人ヨリ磁器製ノ法ヲ傳習シ自然ト彼ノ土器

⁹⁸

96. 青色の土瓶と雪平鍋が主力生産であったのであろう。

97. 営業人が丸田弥助ともう一人の合計二名のみとなっているが、この取調では登窯1基のみの報告だけにとどまっているが、黒牟田地区には多くの窯元があったと考えられる。

98. 小田志における磁器生産の開始時期については不明であるが、享保年間に神六山と祖頭先の谷から陶石を発見したという説があるという。中島浩氣著『肥前陶磁史考』176頁

製ト轉換シタリシナリ但シ該土器製モ全ク廃シタリトモ云ヒ難シ于今甕⁹⁹搗鉢半銅等ヲ製造スレバナリ是ヲ以テ言フトキハ陶器ハ
(則チ土器ヲ云) 昔時ヨリ大ニ衰タリト云フベシ磁器¹⁰⁰(則南京焼ヲ云) 二至リテハ日ヲ追テ美妙ノ域ニ進ミ内テ月一月ニ精密ヲ加工現ニ至リテハ日ヲ追テ美妙ノ域ニ進ミ内国一二ノ地位ヲ争ハントスト云フ

一 陶磁器原料ノ土石産地

陶器ニ用ル土ハ肥前国杵島郡小田志村及ビ隣村永野村等ヨリ出ル処ノ粘土等ヲ混和シ之ヲ用ユ

磁器ニ用ユル石ハ先ヅ肥後国天草島字深江小砂床高濱¹⁰²ヨリ出ル所ノモノヲ元質トシ調和スルニ肥前国杵島郡神六村字

權現山ノ石ヲ以テス

一 土石産出高

明治十二年ヨリ十六年迄五ヶ年間陶器用粘土毎年平均百二十万斤百斤ノ価金六錢營業人員五人ナリ右全年間磁器用石採

掘高三十六万斤百斤ニ付武拾錢營業人員十八人但シ此條ハ肥後国天草島ニ関スルヲ以テ年々明細調査スルヲ得ズ因テ概略ヲ記ス

一 原料準備

磁器石採取ノ后水車水碓等ニ搗碎シ粉末ヲ水ニ和シ稍ニ沈澱

スルヲ待チ薄濁ノ汁ヲ汲取リ該水汁能沈澱シ上部清水トナルトキ又此清水ノ分ヲ汲取リ前ノ如クシテ減少スルコト凡四分

第二條天草島ノ石質ト神六村ノ石質ト調合スル分量ハ天草島ノ石ヲ元トシ神六村ノ石ヲ和合スルコト一樣ナラズ火度ニ隨テ或ハ二分三分五分六七分ヲ調合ス

一 造坏

99. 小田志は江戸初期から甕屋窯（1～4号窯跡が発掘調査されている。）をはじめ、二彩唐津や三島手の大皿などの陶器製品を製造していた地区として知られる。

100. 明治期の小田志の磁器は上質で精巧なものをめざしていた。10の窯元が明治14年の第二回内国勧業博覧会に出品し、さらに明治18年の五品共進会では松尾喜三郎に功労賞および六等賞、樋口平兵衛に六等賞が授与されている。また、明治20年には樋口治実によりいわゆる含珠焼が発明されている。

101. 原料についても陶器用と磁器用と二種類が説明されている。

102. 小砂床は古座床とも記されており、志田と白壁でも磁器原料として報告されている。

造壊器ハ輪車ヲ用ユ左品ニヨリ石膏ノ模型ヲ用ユルコトアレドモ未ダ多
ク用ルコトナシ

一 素焼

素焼窯ハ特別ノモノヲ用ルナリ時宜ニ因リ本焼窯ノ最上床ニ施
行スルコトアレドモ未ダ通常ニ用ヒズ素焼窯構造ハ凡八尺幅七尺斗
ニ建築シ尤モ孤立トスルナリ一度素焼奈良茶碗千組餘ヲ焼キ
得ルナリ薪木消費代価金凡五拾錢ナリ

一本焼

各所ニ建築アル窯ノ数ハ式拾個或ハ拾個ヨリ五六個トス各床ノ
奥行幅員不一定最大ナルハ奥行二丈六尺幅壹丈七尺ニシテ順次

ニ小狭ナリ最小ナルモノハ奥行壹丈五尺幅七尺餘トス建築法ハ未ダ歐
州式ヲ用ヒズ本邦ノ固有式ニシテ傾斜火度ハ長六尺ニ高倍八寸内

外トス

一 茄

對馬島産出ノ白土凡六分南松浦郡五島産ノ白土三分杵島郡

神六村産出ノ石壺分ヲ和合シ之ニ加味スルニ薩摩國産ノ杵灰ヲ六
分或ハ四分三分ト調和ス

一本焼

本焼一窯一回ニ焼成リ得ル器品ノ個数ハ奈良茶碗ニシテ平均三千
八百組トス焼成中破壊歪斜ニテ損傷スルモノ凡三十分ノ一トス焼成ノ
時間ハ冬日ハ八時間以内夏日ハ九時間十時間春秋ハ八時間餘ニシテ
不一定ナリ薪材ノ費消モ亦不一定ト雖モ凡金拾五円内外トス
一粉飾用諸顏料ノ種類并ニ調合法

顏料繪具ハ多クハ西洋品ノ「コバルト」ヲ用ユ人ニ由リ品ニ因リ往古ヨリ

103. 茄の基礎には対馬産、五島産の白土がつかわれている。この記述は内野山の茄調合に類似している。

用ル所ノ支那産碗青ヲ加味ス該「コバルト」ノ調合法ハ是亦不一定ト
雖モ大概杵島郡神六村西松浦郡有田山東彼杵郡波佐見村

¹⁰⁴
等ノ磁石坑中ヨリ鉛分ヲ含有スル土ヲ取り是ニ加ユルニ杵皮灰ヲ以テシ

「コバルト」一斤ニ該土ト灰トヲ混シタルモノヲ五斤内外ト混和ス右ノ外昨今年

ヨリ錦絵ノ粉飾ヲナスモノアリト雖モ未ダ創業ニシテ記載スルニ由ナシ

一陶磁器ノ製出高

明治十二年ヨリ十六年迄五ヶ年間

十二年分器品数八拾九万二千八百個価四万三千五百三十円營業

人員一拾二人

十三年全八拾七万八千四百個全四萬三千三百二十円全一十二人

十四年分全七拾八万個全三万八千〇拾六円全二十二人

十五年全四拾二万九千六百個全壹万二千二百八拾八円全拾九人

十六年全三拾九万個全七千八百円全拾二人

右製造器品ノ種類ハ第一奈良茶碗煎茶碗小皿等ヲ最大額トス
其他鉢盆等ヲ製スルコトアリ又陶器ハ甕搗鉢半銅等ノ類ナリ
右之通ニ御坐候也

小田志村外一村戸長

明治十七年十一月十五日

¹⁰⁵
淵 龍之熙

104. コバルトの稀釀に波佐見の土が使用されている。これによると鉛分を含有している土の特性が適していたものという。
同様に波佐見の土をもってコバルトを稀釀するという解説があるのは内野山と成瀬においてみられる記述である。

105. 本年より色絵生産が試みられていることがこの記述からわかる。

106. 淵龍之熙は神六村および小田志村の戸長。明治12年には袴野郷戸長であった。明治14年には小田志学区、神六学区の学務委員に、明治17年には杵島郡役所増築費を寄付するなど、地域行政において貢献している。『武雄市史中巻』180-186頁

陶器取調書

小城郡小侍村

一 陶業沿革

二百年以前不詳杵島郡梅野村ノ住民來リテ業ヲ創メ爾來

永続今日ニ至レリ

一 陶器原料ノ土産地

肥前国小城郡小侍村字砂原

一 右土產出高等

四拾年以前ノ產出高詳カナラズト雖モ四拾年以降毎年ノ掘採高拾七万五千斤此ノ価額三拾五円八拾錢營業人員三名ナリシニ現今減シテ一名トナレリ

一 原料準備

採取ノ后搗碎淘汰ノ操作ニ由テ原質ノ減消スルコト凡五分即チ百斤ニ付五斤

一 造坯

通例ノ磁器製造ニ全ク輪車ニ載テ成形セリ

一 素焼

本焼窯ニ於テ施行シ別段素焼窯ヲ用エズ

一本窯

窯ノ個数一個ニシテ最下床ヨリ最上床マデ九個ナリ而シテ最下床ハ奥行一間五合幅一間ニシテ上床ニ至ル毎トニ奥行巾共漸次八分ヲ増ス

傾斜ノ度凡六拾度内外直立一丈ニシテ固有式ナリ

一本焼

本焼一回ニ焼成シ得ル器品ノ個数千二百五拾個ニシテ焼成中破壊歪

一本焼

107. 小城郡小侍村は現在多久市北多久町小侍。ここに報告されている窯は前田甕窯跡のことと推測される。現在も天井部まで残存している。現存するものは11室あるが、第10、11室は昭和期に増築されたものという。佐賀県教育庁文化財課『肥前古陶磁窯跡（第一分冊）』82頁

斜等ニ由テ損傷セル器品ノ平均個數式割即チ一回ニ付式百五拾個
焼成ノ時間最下床ハ四拾八時間最上床ハ其半ヲ減セリ薪材ノ
消費高九万斤ナリ

一陶器ノ製出高

四十年以降毎年製造ノ器品千個ニシテ此価百拾一円製造品

八瓶¹⁰⁸鉢德利盥ノ類営業人員一名

陶磁器取調書

佐賀郡久留間村¹⁰⁹

一陶磁器業沿革

明治五年七月陶器焼立ノ出願全年九月一日佐賀県ノ許可ヲ得

明治六年始テ陶器焼立営業致シ候得共創業ノ事ニ付諸

般職工ニ任セ明治十年ニ至リ資金ノ外浪費セシ金額七千円斗リ此時
漸ク陶器事業ヲ心得候得共社中悉ク財産ヲ抛チ資金ヲ失ヒ

故ニ焼立ノ儀ハ休業致シ其后ハ売土ノ業ヲ営ミ候事

一陶磁器原料ノ土石產地

肥前ノ国久留間村ノ内今山分字向坂山但シ調和用石肥後ノ国天草

ヨリ産ス

一右土石產出高等

明治六年ヨリ明治九年迄四ヶ年間毎年堀採高凡五万斤但シ一
万斤ニ付六円営業人今山禮造外三十九名

一原料準備

108. 瓶は甕のことを意味するものと考えられる。明治期の文献には甕を瓶と表記することが多い。

109. この窯場は位置関係からいって、横馬場窯跡のことであろう。『佐賀県遺跡地図（佐城地区）』遺跡番号6005 佐賀郡久留間村の陶磁器生産について長崎県立図書館郷土課所蔵『著名物産地表、陶器製造沿革調、諸会社一覧表』勧業課商工務係事務簿、明治13年～同16年には地図も記載されている。しかし、既に経営難で生産を止めてしまっていることが記述されている。列記されている営業人名も、この報告と異なっている。

陶土採取ノ后干シテ水碓二入レ碎粉トナシ水船二投入シ其汁ヲ桶ニ移シト

ヲ調和シテ製造ス但シ手小キ茶碗皿杯等ハ他石ヲ調和スルニ及バズ

一造坏

蹴り車手車ニ載セ手ヲ以テ之ヲ成形ス

一
素燒

素焼窯ハ本窯ト全類ニシテ其造構土角ヲ積立テ形ハ龜ニ等シ其素焼一回ニ焼成得ル器品ノ数并ニ薪材ノ費消高ハ左ノ如シ

一器品ノ数三千個

一本窯

固有式一個最下床ヨリ最上床迄六ヶ数ニシテ各床ノ奥行幅斜度左ノ如シ

窓	一番	二番	三番	四番	五番	六番
幅	五尺	八尺四寸	九尺	九尺九寸	一丈〇五寸	一丈一尺四寸
奥行	一丈三尺	一丈四尺四寸	一丈五尺五寸	一丈七尺三寸	一丈七尺五寸	一丈七尺六寸
斜度	二尺五寸	二尺五寸	二尺五寸	二尺八寸	二尺九寸	二尺九寸

当所ノ陶土一升ニ柚灰三合ヲ調和ス其灰ハ鹿児島ヨリ産ス

一本窯

本窯一回二焼成シ得ル器品ノ数拾五萬個焼成中破壊歪斜等二

由テ損傷器品ノ平均数二十分ノ一焼時間三日三夜薪材ノ費消
ハ松ニシテ四千五百斤松葉五拾荷松輪木弐千五百把

一粉飾用諸顔料ノ種類并ニ調合法

西洋箇^{(ヨバ)ルト}拔児篤又唐葉何レモ青色一種ヲ用ユ

一陶磁器ノ製出高

明治六年ヨリ明治九年迄四ヶ年間毎年製品個数全価額製造品ノ
種類左ノ如シ

一明治六年製品數十五万代価弐百円

一明治七年全三拾萬全四百円

一明治八年全六拾萬全六百円

右製造品ノ種類ハ盆大小鉢大小井大小急火生大小茶碗大小茶漬

大小德利大小湯練大小皿大小花瓶大小其外雜種類

當業人

秀島勇造

横尾敷獻

外三拾八名

佐賀郡長家永恭種殿

明治十七年十二月

陶磁器取調書

一 陶磁器沿革

寛政二年中該業ヲ創設シ其際営業人八名ナリ爾來天保年

間ニ於テ繁榮ノ色ヲ顯ハシ営業十名ニ及ビシモ現時ニ至リ世上一般ノ不融通ニテ漸次衰頽シ廃業者アリ当今五名ヲシテ営業ス

一 陶磁器原料ノ土石産地

肥前国養父郡白壁村字明神山土坑ヨリ産出ス陶石ハ肥後ノ国

天草郡座床村ノ產ナリ

一 右土石産出高等

字明神山陶土産出高寛政二年以來明治九年マデ不詳明治十年

ヨリ全十七年マデ八ヶ年間平均一ヶ年ノ出產高ニ二万七千二百貫目価格拾

貫目ニ付七錢^合ヅツ営業人員五人

一 原料準備

採取ノ后水碓ニテ搗碎シ其他是レガ操作ニ由リテ原質ヨリ減消スル

四部原質ノ調合分量ハ五部^合ナリ

一 造坯

粘土及ビ石類ヲ碎粉シ淘汰精製スルモノヲ器品ニ成形スル使用具ハ蹴

車ナリ

一 素焼

窯五個一個ノ奥行九尺幅六尺素焼一回ニ焼成シ得ル器品ノ個数七千個

薪材千五百本一本ニ付百七十匁価格一円二十錢ヲ消費ス

一本窯

窯十三個各窯最下床ヨリ最上床マデ各床ノ奥行二丈一尺幅一丈六尺
傾斜度一尺ニ付二寸五分但固有式ナリ

110. 古座床のことであろうか。

一釉薬

土石精汁一斗ニ付灰四舛ヨリ七舛マデヲ調合シ該土石ハ肥後國天草郡小座床村産ニシテ右灰ハ杵灰ヲ使用ス

一本焼

一登リ本焼一回ニ付器品八万四千個内一万五千個平均損傷ス窯一個
焼成時間四季平均ニシテ七時間薪材ノ消費拾萬二千本一本ノ量目
百七十匁

一粉飾用諸顔料ノ種数并ニ調合法

染付ハ西洋品コバルトニ五倍ヲ調合ス

一陶磁器ノ製出高

該業草創ノ際ヨリ明治九年ニ至ル製出高詳ナラズ明治十年ヨリ全
十七年マデ八年間平均一ヶ年ニ付製造器品四十二万四千個価四千六百
六十六円製造品ノ種類皿鉢井徳利益急須煎茶飯碗湯煎鍋
瓶等¹¹¹營業人員三十人

右之通ニ相違無之候也

養父郡白壁村陶磁器營業人

武富真胤

右全

樹谷¹¹²判平

右全

右全

山崎嘉六

111. 営業人員三十人あるが、これは職工を含めた数であろう。この窯においては5人で営業していることが冒頭にある。しかし『陶器製造沿革調』（長崎県立図書館郷土課所蔵『著名物産地表、陶器製造沿革調、諸会社一覧表』勧業課商工務係事務簿、明治13年～同16年）においては、明治15年3月付けで陶器製造人として執行藤太夫、山崎一兵衛、坂井官吉、樹谷判平、樹谷勇七、坂田仁兵衛、佐藤判七、武富直胤、藤永市助（戸長）らの名が列記されている。9名から5名に減少しており、営業は難しい情況にあったのであろう。

112. 白石の樹谷家は、杵島郡成瀬から移ってきたといわれる（中島浩氣著『肥前陶磁史考』58頁）。しかし、長崎県立図書館郷土課所蔵『陶器製造沿革調』（長崎県立図書館郷土課所蔵『著名物産地表、陶器製造沿革調、諸会社一覧表』勧業課商工務係事務簿、明治13年～同16年）における沿革史には、同人は大川内市ノ瀬から移ったと解説されている。また、同資料で寛政2年に大川内からの移住者として佐藤百十、山口卯惣次、坂口栄蔵、中山宗十の名があげられている。

右戸長

藤永市助

陶磁器取調書

一陶磁器業沿革

明治十六年三月ニ官許ヲ得全七月ヨリ営業ス¹¹³

一陶磁器原料ノ土石産地

肥前国養父郡立岩村字内野山土石肥後国天草郡小座床村¹¹⁴

土石調合

一右土石産石高

内野山土石明治十六年七月ヨリ全十七年六月マデ壹万三千五百

貫目拾貫目ニ付三錢七厘営業人員二名天草土石四千三百

貫目拾貫目ニ付七錢

一原料準備

水碓ニテ搗碎ス内野山土七部天草土三部減消高四部半

一造坯

蹴車石膏形等ヲ使用ス

一素焼

竈壹個焼成品五千五百個薪材千二百本一本ニ付百七十匁

一本竈

竈一個所最下床ヨリ最上床迄九個平均奥行二丈四尺幅一丈三尺傾斜度一尺ニ付二寸二分但固有式ナリ

113. この記述によれば協力会社は明治16年7月より営業を開始したことがわかる。明治17年6月27日に設立と伝えられる文献もあり、確実な創業年月日についてはまだ疑問の余地がある。協力会社は、士族が廃藩置県によって与えられた金禄公債をもとに設立された。製品では「愛媛県伊予国五十崎芳太郎作/明治十八年十月吉日/協力会社造」の銘がはいる白石神社の一対の染付磁器燈籠（北茂安町重要文化財）が有名である。五十崎芳太郎は松山市出身と考えられ、肥前で修行したち愛媛に帰り三間のうちに砥部の坂本窯、小笠原窯で活躍した陶工。創業から間もない時代の協力会社の意気込みが伝えられる。『北茂安町史』「第五編第七章北茂安の窯業」（宇治 章執筆）589頁および石岡ひとみ「陶工五十崎芳太郎と雲龍文細工について」90頁 愛媛県歴史文化博物館発行『伊予陶磁器関係資料（三間焼窯道具）』所収

114. 古座床のことであろう。

一釉薬

土石壺斗ニ付灰四舛ヨリ七舛迄ヲ調合ス該土ハ天草肥前國南

松浦郡五島土石灰ハ杵灰ヲ使用ス

一本焼

一登本焼一回ニ付器品四萬五千個内九千個平均損傷セリ竈一個
焼成時間六時三十分間薪材六万本一本ニ付百七十日費消

一粉飾用諸顔料ノ種類并ニ調合法

染付ハ西洋品箇^{ヨバ}拔兒^{バールト}篤ニ五倍ノ土ヲ調合シ赤絵薬ハ本国製¹¹⁵

或ハ西洋具ヲ用ユ

一陶磁器ノ製出高

明治十六年七月ヨリ全十七年六月マデ一年間製造器品拾八万個

価格二千五百円製造品ノ種類皿飯碗鉢井徳利緩

瓶杯水差急須茶碗等營業人二十人

右之通り相違無之候也

肥前国養父郡白壁村協力会社々長

明治十七年十二月

右戸長

田中英一¹¹⁶

藤永市助

115. 赤絵薬とあるので、協力会社では色絵製品も生産していたことが推測される。

116. 田中英一（弘化元年1844年生－大正5年没）は明治14年長崎県議会議員となる。明治15年には白壁の陶器製造人の一人であったが、協力会社の設立に際し社長に就任している。明治18年開催の五品共進会には花瓶と植木鉢（两者とも土焼と表記されている）も出品し、共進会開催にともなう陶磁器に関する会議には手塚五平とともに参加している。そこで田中英一も地元の陶磁器生産について現況を述べている。これによると田代山の陶磁器生産は一昨年に潰れ、古河村の一ヶ所についても同様と報告している（『有田町史 商業編2』34頁）。さらに明治20年には基肄養父、三根、神崎、佐賀、小城の6郡の陶業組合組長となつたが、明治35年には協力会社もメインバンクであった白石銀行の休業により磁器生産も廃業したとされる。

陶器業取調書

一 陶業沿革

土質ノ陶器ヲ製造スルニ足ルコトヲ發見セシハ明治十一年十二月ニアリキ爾來

奮励研究頗ル其術ニ熱達シテ稍精良ノ物品ヲ出シ隨テ販路漸次

ニ拵マリ稍盛昌ノ勢ナリシモ明治十五六年ニ至リ世間商業上不活發

ノ状ヲ顯ハスニ及ビテ本業モ亦自ラ衰微ノ勢アリ此時ニ當リテ営業人

資力欠乏シ復為ス能ハズ良工跡ヲ匿シ精品亦出テス販路愈遠

ザカリテ日二月ニ衰頽^退ニ赴キ遂ニ本年七月ヲ以テ廢業スルニ至レリ

一 陶器原料ノ土產地

肥前国養父郡江島村字所熊山

一石土產出高

明治十二年ヨリ全十七年マデ毎年ノ掘採高平均荒土千零八十八貫目

ニシテ此価格凡二十八円餘ニ当ル爰ニ使役スル所ノ坑夫百四十人

一 原料準備

陶土ノ荒塊ヲ粉碎シ水ニ溶和シ能ク之ヲ搔攬シ其濁レタルヲ汲ミ器ニ

移シ其ノ純粹ナルモノ沈ミテ器底ニ凝滯セルモノヲ取ル如是スルモノ數回水

ノ搔テ濁ラザルニ至リ止ム此ノ操作ヲ經テ得ル所ノ陶土ハ凡荒土ノ三分ノ一ナリ

一 造坯 蹤車ヲ用ス

一 素燒 本窯ニテ施行ス

一本窯

窯ハ一個所最下床ヨリ最上床マデ三個平均奥行一丈八尺幅一丈傾

斜一尺ニ付二寸五分但固有式ナリ

一 種藥

杵島郡問^處手野村產ノ石一斗土灰五升ヨリ一斗マデ調和ス

117. 養父郡江島村熊山（現鳥栖市江島町）の窯業について、長崎県立図書館郷土課所蔵『陶器製造沿革調』（長崎県立図書館郷土課所蔵『著名物産地表、陶器製造沿革調、諸会社一覧表』勧業課商工務係事務簿、明治13年～同16年）では熊山の陣内常吉によって報告されている。この報告がなされた明治17年に至り廃業となったことがわかる。

一本焼

本焼一回ニ焼品ノ個数三千八百個ニシテ内平均損傷高七百六十個ナリ而シテ此ノ焼成ノ時間凡四時二十分此間費消スル所ノ薪材ハ松木千二百貫目ナリ一粉飾用諸顔料ノ種類并ニ調合法本邦製ノ顔料ヲ用ユ

陶器製出高

明治十二年ヨリ全十七年マデ六ヶ年間毎年製造スル器品三千八百個此器品ノ種類ハ片口雪平手洗鉢植木鉢等ニシテ此価合計百十三円四十錢而シテ爰ニ使役スル職工一ヶ年三百人ナリ右之通ニ候也

江島村外二ヶ村戸長

西牟田 光

陶磁器取調書

118 陶磁業沿革

明治八年十一月此業ヲ始メ稍精良ノ物品ヲ製ス為メニ其名四方ニ聞ユ隨テ販路次第開通シ明治十四年ノ頃ニ至リ最モ盛大ノ域ニ向ヒ価モ亦隨テ騰貴ス然レドモ創業ヨリ日猶ホ淺ク故ニ欠費多クシテ利ヲ得ルニ至ラズ

然ルニ如何セん全十五六年ノ初二至リ驟ニ下落シ前日ノ三分ノ一ヨリ四分ノ一ノ間ニ下レリ然レドモ職工賃金諸雜費ノ如キ唯ダ二分ノ一二下ラズ依テ彼此ノ間大ニ差異アリテ如何トモスル能ハズ終ニ廢業スルニ至ル
一陶磁器原料ノ土石産地

118. 基肄郡田代村(現鳥栖市田代町)の窯業は明治8年に創業し、前述の田中英一が会議において語っているように明治16年には廃業していることがわかる(前注116参照)。したがってこの取調においても生産高は明治15年までが報告されている。

肥前国基肄郡柚比村字添川原肥後国天草郡高濱¹¹⁹

一右土石産出高等

明治八年陶器土百六十貫目価格五十銭全九年二千四百貫目価格七円

五十銭全十年三千四百十七貫六百八十目価格十円六十八銭一厘全十一年

四千三百四十九貫二百八十目価格十三円二十七銭九厘全十二年五千四百八十

六貫五百六十目価格十七円拾四銭五厘全十三年四千六百十七貫百二十目

価十七円三十一銭四厘全十四年千三百三十八貫五百六十目価格五円二銭

全十五年三千二百八十貫九百六十目価格十二円三十銭四厘

一原料準備

陶土ノ塊ヲ碓ニテ搗キ碎キ水ニ溶和シ克ク搔攪シ其水ノ濁レヲ汲

ミ他ノ器ニ移ス如斯スルコト數回ニシテ水ノ濁ラサルニ至リテ止ム而シテ其純粹

ナルモノ沈ンデ器底ニ凝滯セルモノヲ取り又天草石粉五分ノ一或ハ十分

ノ三ヲ前ノ如クニシテ混合シ少ク乾カシテ細工土トナス右荒土ヨリ減ジテ五分ノ三トナル

一造坏 蹤車ヲ以テス

一素焼

本窯ノ外別ニ素焼窯ヲ設ク其模造奥行七尺幅四尺五寸ニシテ一回ニ焼成スル

陶器ノ数平均三千五百個薪材ノ費消高全千斤而シテ四回ニシテ本窯四

個ノ一登リニ充ツ

一本窯

一登リ四個ニシテ第一ノ窯奥行一丈一尺幅七尺傾斜二尺第二ノ窯奥行

一丈四尺幅八尺五寸傾斜三尺第三ノ窯奥行一丈五尺幅一丈傾斜三尺

五寸第四ノ窯奥行一丈六尺幅一丈一尺傾斜四尺ニシテ固有式ナリ

一釉薬

甲乙丙丁戊己ノ六等ニ別ツ甲ハ石（五島石天草石ノ細末ヲ等分シテ）
（水ニ溶和シタルモノナリ） 壱樹柞灰（摩薩

119. 天草の高浜の陶石を用いている。

ヨリ産スル焼流ノ皮
灰ヲ水ニ溶和シタルモノ
三合乙ハ石一舛ニ柞灰四合丙ハ石一舛ニ柞灰五合丁ハ
石一舛ニ柞灰六石戊ハ石一舛ニ柞灰七合己ハ石一舛ニ柞灰八石

一本焼

一回二焼成スル器品ノ個数一万二千個此中損傷セル品平均二千四百個焼
成ノ時間ハ式十四時間薪材ノ費消高一万二千斤

一粉飾用諸顔料ノ種類并ニ調合法
無シ

一陶磁器ノ製出高

明治九年中製造器品皿茶碗德利鉢井花立香焚等二万三千

個価格二百七十九円全十年中二万二千五百個全価格二百七十目全十
一年二万三千三百個全価格二百八十九円全十二年一万九千四百個全価格
二百三十三円全十三年二万二千四百個全価格二百七十二円全十四年二
万二千六百九十個全価格二百九十九円全十五年一万二千個全価格百円
右之通候也

田代村外四ヶ村戸長

原 精一郎

120 陶磁器取調書

文政十一年三月ヨリ製造致シ來リ幾年ヲ経テ職工徐ク其術ニ

熟シ稍精良ノ物品ヲ出ス隨テ販路次第開通シ一際盛大ノ域ニ

近クト雖モ恨ラクハ人換リ物変ジテ天保年間ニ至リ景氣漸ク衰工

120. 養父郡牛原村字東河内（現鳥栖市牛原町）の窯業で、前述の田中英一の会議において『有田町史 商業編2』に古河村
とあるのはおそらく東河村の誤りでこの窯業地のことを指しているものと考えられる。長崎県立図書館郷土課所蔵『陶器
製造沿革調』（長崎県立図書館郷土課所蔵『著名物産地表、陶器製造沿革調、諸会社一覧表』勧業課商工務係事務簿、明
治13年～同16年）では、立石郡右エ門により報告されている。ここでは文政11年の開窯と記載されているが、この地域の
古窯跡では、四阿屋窯が知られている。この窯業地の報告をもって陶磁器取調は終る。

加ルニ天保十四年ノ秋風災ニ罹リ製品所大破ニ及ビ不虞ノ困難

ヲ來スアリテ其レガ為メ遂ニ廢坑ニ屬セシヲ弘化元年ノ春他ノ有志

者其途ニ出テ、遺緒ヲ繼ギ再ビ其業ヲ興スト雖モ惜哉資力匱乏ニシテ終ニ前日ニ回復シ能ハズ尚維新以來現ニニ至リテハ景氣大ニ衰ヒ良工迹ヲ匿シテ精品出テ販路已ニ塞リテ明治十五年ニ至リ殆ンド廃亡ニ至ル

一陶磁器原料ノ土石産地

肥前国養父郡牛原村道光山ヨリ堀取り是レニ加ルニ熊本県下

天草ノ産石ヲ買求シテ調和ス

一右土石産石高等

文政十一年ヨリ弘化元年ノ春マデ詳ナラズ弘化元年ノ春ヨリ明治十五年マデ毎年堀採リ高五十八万貫目其価額凡九百六十二円營業

人員二人

一原料準備

陶土ノ荒塊ヲ石礲ニテ搗キ粉甕シ水ニ溶解シ克ク之ヲ搔攪シ水ノ

濁ルヲ汲ミ器ニ移シ其純粹ナルモノ沈テ器底ニ凝滯セルモノヲ取ル如斯スル
□出損幾數回ニシテ水ノ搔テ濁ラザルニ至リテ止ム且原質ノ減消高ハ凡ニ一分ノ

一二減シ調合方法ハ字道光山ノ産土六部天草ノ産石四部ヲ加ヘテ製練スルモノトス

一造坏 輪□出損ノミニニテ使用ス

一素焼

素焼窯一ヶ所ヲ構造シ一回ニ付焼成シ得ル器品ノ個数凡四千個薪材ノ費消高四百八十貫目其価壹円五十錢

一本窯

各窯ノ構造ハ最下床ヨリ最上床マデ六個ニテ奥行三間巾十五間傾斜十六間半ニシテ固有式ナリ

一 種 薬

熊本県下天草ノ産石凡五部^分檣灰五部^分又ハ石六部^分檣灰四部^分且ツハ

石七部^分檣灰三部^分

石七部^分檣灰三部^分ヲ調和シテ使用ス尤モ其調合分量ノ違アルハ各窯ノ

□据所ノ別ニ因リテ異ナレリ

一本燒

本燒一回ニ焼成シ得ル器品ノ個数凡ソ二万五千個ノ内千二百五十個破

壞三千五百個ハ不正斜等ニテ損傷セル器品焼成ノ時間ハ四十八時薪

□費消高ハ凡八千貫目

一 粉 飾 用 諸 風 料 の 種 類 并ニ 調 合 法

□薬ト云フヲ^{出稿}使用ス

一 陶 磁 器 製 出 高

文政十一年ヨリ弘化元年ノ春迄不詳弘化元年ノ春ヨリ明治十五年
マデ器品ノ平均一ヶ年分八万五千個其価格ハ凡千零二十円ニシテ
製造品ノ種類皿茶碗營業人員ハ二人